

ジェンダー予算・女性予算・人重視の予算への案内と論評

伊藤陽一

本稿は、いわゆるジェンダー予算（Gender Budget:ジェンダー敏感な予算<Gender Responsive Budget>, 女性予算<Women's Budget>, さらにジェンダーをその一部にふくむ「人中心の予算」）などをふくめる）論議と運動の国際的経過と要点を示すことで、この論議への案内をし、この論議・運動の現時点での課題を指摘し、さらに、この提起の日本での摂取に関して幾つかのコメントをするものである。これによって訳出した論文を位置づけ、また筆者自身の今後の研究・論議のひとつの出発点にしたいとも考えてのことである。

ジェンダー統計論や無償労働論議の政策との連携の必要の主張、さらに男女共同参画の計画・政策の具体化とその実施への予算の付与などの動きから、予算問題は男女共同参画に関わる論議・政策形成において重要な環であることはほぼ筆者にとっては自明であった。この点を念頭において長かったが、ジェンダー予算運動の展開を知り、文献収集と読みに入ったのは、合衆国滞在中の2003年秋であった。2004年にかけて関連する論文・記事を一定程度読み、2004年3月に合衆国を離れて帰日する前に、経済統計研究会・ジェンダー統計部会のニュースの創刊に、ジェンダー予算に関する短かな紹介・指摘・論評・コメントを寄せた¹。その後、すでに訳出していたCagatay他の論文の正訳と紹介・論評の文章を添えて、本統計研究参考資料としての公表を2004年度の早い時期を予定していたが、特に著者たちからの翻訳了承を得ること等に手間取って、発刊は大きく遅れてしまった。

帰国後しばらくして、日本でも村松安子氏²がこのテーマをとりあげており、また男女共同参画会議・影響調査専門調査会の研究作業³はジェンダー予算活動と重なり合う部分があることを認識した。その後の2年を経て、日本評価学会においての一定の論議があるが⁴, なお論議の広がりには大きくはないように思う⁵。また日本において、この国際動向をどう受け止め、摂取していくかについての論議もこれからであるという段階であろう。

¹ 伊藤陽一(2004)

² 村松安子①(2002), ② (2004a) 4-15, ③(2004b), ④(2005)

³ 男女共同参画会議・影響調査専門調査会(2002),

⁴ 日本評価学会(2004)が「ジェンダーの主流化とインパクト評価」を特集している。ここには、ジェンダー予算に関して村松安子氏の論文(上掲, 2の②)とWomen's Budget Groupからの寄稿がある。

⁵ アジア女性資料センター(2005)

その後の 2 年間にも実は関連する論議は継続して文献も更に増えている。この間のウェブサイト拡充によって察知できることだが、この予算運動の広がりも、特に 2000 年代に入ってかなりのものがあることがわかる。ここで改めて関連文献・サイトの抄訳を添えながら、先のニュースに掲載した論考を敷衍する形で全体的経過を紹介し、幾つかの論評をしようとする。とはいえ、最近の重要文献の訳出や、日本での摂取等に関するより立ち入った検討・考察は次の機会に委ねたい。本資料のタイトルに (1) を付した所以である。

1. ジェンダー統計予算関連の主要ウェブサイトと文献

ジェンダー予算関係の文献として、それまでの国際的動向をまとめたものは折々、出版されたし、男女平等をめざす運動に対して ICT の活用を呼びかけ、促す動きもあって、ジェンダー予算の国際的展開を示し、関係資源の発展を示すウェブサイトやリンクは急速に充実してきている。予め、それらの概略を紹介しておく。を示しておこう。

1.1 ジェンダー予算関係の国際的な包括的ウェブサイト

筆者が把握している限りのものだが、ジェンダー予算に関して、資源やリンクを含む包括的なウェブサイトを用意しあるいは文献を出版している機関としては、以下の 5 つをあげてみたい。

(1) Gender Responsive Budget Initiatives (GRBI) : UNIFEM, 英連邦事務局, カナダ国際開発研究センター (IDRC: International Development Research Centre) との協力によって、各国政府と市民団体を支援しようとしている。英連邦事務局はジェンダー予算運動と論議の 1 つの中心機構であり、IDRC もジェンダー問題への関わりには強いものがある。UNIFEM は、GB の重要性に着目して、これら機関との共同で、いくつかの開発途上国のジェンダー予算分析を支援する活動を、第一段階として 2001-2004 年に進め、2005 年から 4 年間で第二段階を開始している。これは「国の予算において説明責任、参加とジェンダーへの対応を増加させる道具として、ジェンダー反応的予算作成 (GRB: Gender Responsive Budgeting) を使用することに焦点をおいている」という趣旨にたっている。このイニシアチブのウェブサイトを、IDRC が管理している。ジェンダー予算に関して国際的推進団体である英連邦事務局の活動の多くに関する情報を含みこんでおり、包括的である。

文献 このサイトの Library の Documents and References には、ジェンダー予算運動・論議の国際的な代表的人物 - Debbie Budlender, Dian Elson, Guy Hewitt, Rhonda Sharp, Helna Hofbaur Balmori などによる国際的に基準となる著書や論文の多くが PDF ファイルで収録されている。

ウェブサイト (<http://www.idrc.ca/gender-budgets/>)。このサイトの Library は、(i)国別事例、(ii)上述の文書・文献、(iii)訓練資料・用具、(iv)発表・プロシーディング、について比較的詳細であり、リンクでも多くの機関をとりあげて、包括的である。

(2) (UK) Women's Budget Group (wbg) イギリスの大学人、NGO や組合からの人々によって組織された独立機関で、適切な経済政策を通じてジェンダー平等を促進する専門家のネットワークである。WBG は、政府がその政策形成を改善するためにジェンダー分析を使用することを激励し、具体的政策を主唱する。この WBG はその活動を英国内に焦点をおいているが、スコットランドで同じ狙いを持ったグループ、ジェンダー予算を国際的に推進する NGO と政府間機関とつながりを持つ。このグループは、政策立案者と意見形成者の間で、経済政策のジェンダー的含意の理解とジェンダー予算分析の使用を広げようと活動している。

これによって、このグループのウェブサイトは、ジェンダー予算とは何か、何故必要か、どう行うかの説明とともに、ジェンダー予算活動に関わる資源や成果等を示している。

国際的資源として WBG が掲げている **International Gender Budgeting Projects** のサイトは 第一に、ジェンダー予算運動に関与している国際機関と国際地域区分のもとに、国別のジェンダー予算状況を簡単に要約しつつ URL を示している (www.wbg.org.uk/documents/UPDATEDINTERNATGBWORK.doc)。とはいえ、ここにリストされている国は、G8：日本、イタリア、ロシアを除く 5 カ国（カナダ、フランス、ドイツ、英国、アメリカ合衆国）、ヨーロッパ：5 カ国（ベルギー、アイルランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン）、アフリカ：6 カ国（ケニア、ナイジェリア、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ）アジア：3 カ国（インド、イスラエル、フィリピン）、中南米：2 カ国（チリ、メキシコ）、オーストラリア・オセアニア：1 カ国（オーストラリア）の合計 22 カ国である。この予算運動に着手している国の数についての英連邦事務局の 50 数カ国、WBG の 40 カ国以上という指摘に照らすとすべてを網羅してはいないことになる。第二に、国際機関としては、①英連邦事務局、②European Women's Lobby、③Nordic Council & Council of Ministers、④UNIFEM、⑤世界銀行をあげている。第三に、「助けになるリンク先」として、(i)The International Budget Project、(ii)Bridge、(iii)Women's Budget Group、(iv)Gender budget、(v)世界銀行、(vi)UNIFEM、(vii)OECD、をあげている。

なお、このグループの英国内の活動に関する説明では、英国財務省は、2000 年 10 月の OECD からジェンダー主流化、競争力と成長に関する問い合わせへの対応として、ジェンダー予算アプローチを約束し、WBG をジェンダーに関する主要な助言者と叙述し、すべての経済政策の立案過程でジェンダーを考慮しており、WBG はロビー活動をしているとされる。ウェブサイトにはこの WBG による幾つかの省の支出のジェンダー分析 (GAP: Gender Analysis of Expenditure Project) など予算の検討報告が掲載されている。

(3) BRIDGE (Development-gender) の Cutting Edge Pack –Gender & Budget (www.bridge.ids.ac.uk/gender_budgets_cd/index.htm)

Bridge は「理論と政策と実践の間のギャップにアクセス可能な多様なジェンダー情報をもって橋を架ける(bridge)ことによって、政策立案者や実践家のジェンダー的主張や主流化の努力を支援する。Bridge は英国の Institute of Development Studies(IDS)内の専門的ジェンダーと開発についての研究と情報サービスとして 1992 年に設立された。これは OECD の開発支援委員会 (OECD/DAC) のジェンダー平等に関する作業グループにイニシヤチブに基づいている」とウェブサイトの冒頭でいう。ここで IDS は英国の開発研究に関する大規模の研究・調査機関でサセックス大学に基礎をおく独立機関である。Bridge は英国政府の国際開発部、アウェーデンの国際開発庁 (Sida), スイス開発協力庁 (SDC), アイルランド開発協力庁 (DCI) の支援を受けているという。

この Bridge は開発とジェンダーに関して多様な研究・調査を行っており、そのウェブサイト Cutting Edge Pack にジェンダーと貿易, 移民, ICT などに関する報告書や資源を掲載している。この Pack のひとつに Gender & Budget がある。筆者がこのサイトに注目するのは、提供しているリンクの目次が非常に体系的で整理されているからである。すなわち、1 : 序, 2 : 全体的資料, 3 : 概念, 4 : ケーススタディ, 5 : 道具とガイドライン, 6 : 一般的教材, 7 : ウェブの資源, 8 : ネットワーキングと連絡先詳細, 項目からなっている。ネットによるリンクの数や内容は(1)で紹介した GBI ほど豊富でなく、多くの内容が、この分野の主要論者の文章の引用集であるが、便利であるのは確かである。

文献 Bridge 自体のジェンダー予算に関する文献としては次の 2 つがある。

① Hazel Reeves & Heike Wach (1999) “Women’s and gender budgets: an annotated resource list” : BRIDGE—development-gender Bibliography No. 9 が Sida のために用意したリストが掲載されている。但し、1999 年 1 月発行で古いのだが、この時点までの主要文書が要点解説とともに示されている点が丁寧である。

② Helena Hofbauer Balmori (2002), “Gender and Budgets—Overview Report”, Institute of Development Studies, University of Sussex

(4) 英連邦事務局 (Commonwealth Secretariat) : この機関も開発とジェンダー問題を早くからとりあげ、多くの文献を用意してきた。ジェンダー予算に関しては、活動の出発点に位置するオーストラリアからの論議が紹介された後で、1993 年にカナダ、1994 年に南アフリカがこれに着手した。英連邦事務局では 1995 年からこれに取り組み、連邦諸国での実施を促してきた。オーストラリアでのこの運動・論議が後退した後、現在まで GB の国際的なセンターのひとつといえる。この機関のジェンダー予算での出版活動はオーストラリアや南アフリカでの経験—主要論者 Rhonda Sharp や Debbie Budlender 等の活動を大きな足がかりとしている。これまで以下のような国際的基準文献を発行してきた。

文献 1. Debbie Budlender & Rhonda Sharp with Kerri Allen (1998) *How to do a*

gender-sensitive budget analysis : Contemporary Research and practice

Commonwealth Secretariat,

2. D. Budlender, D.Elson, G Hewitt & T.Mukhopadhyay(2002) *Gender Budgets Make Cents*, Australian Agency for International Development, Canberra and the Commonwealth Secretariat,
3. Debbie Budlender & Guy Hewitt(2002), *Gender Budgets Make More Cents-country studies and good practice*, Commonwealth Secretariat
4. D.Budlender & G Hewitt(2003)*Engendering Budgets-A Practitioner's Guide to Understanding and Implementing Gender-responsive Budgets*, Commonwealth Secretariat

ウェブサイト 連邦事務局のウェブサイトは、ジェンダーという大項目を持ち、その中の Gender , poverty eradication and economic empowerment の中に Gender Responsive Budgeting のサイトを持っている。しかし、リンクは上の(1)とその他若干に張られているだけで、豊富ではない。

(5) Gender Budget Project (カナダ、マニトバ州の UNPAC [国連行動綱領委員会] のサイト)

異色のサイトであるが注目してみたい。これまで世界の多くの国内地域で取り組まれているジェンダー予算活動には恐らく多様に創意工夫がこらされているものが多いと思われる。そのうちで目にとまったカナダのマニトバ州（カナダの中央部で合衆国に接している州）の女性を中心とする活動である。UNPAC とは、国連第三回世界女性会議(1985 年)に参加したマニトバ州が結成した「国連女性の 10 年」にその前身を持ち、国連第四回世界女性会議（北京）に 45 名が参加した後、北京行動綱領のマニトバ州での実践をめざして構成された国連行動綱領委員会（UNPAC:United Nations Platform for Action Committee）である。

この UNPAC のウェブサイトは、イラストや写真が豊富で、地域にそくした手造り感であふれている。サイトは、女性と経済に関して、小項目に分割してかなり丁寧な内容を編集し、さらに豊富なリンクを持っている。この「女性と経済」と連携して、UNPAC は 2004 年の春から Gender Budget Project を開始し、独立したサイトを提供している。このサイトもまた、国際的な文献・論者の叙述を引用しながら、ジェンダー予算とは何か、なぜ必要か、誰が行うか、世界のジェンダー予算、ジェンダー予算は何を達成したか、ジェンダー予算を実施する際の道具、等について簡単な説明をし、「一層の学習」のためにを通じて内外へのリンクがはられている。これまでの機関のサイトにも掲載されていた 11 の主要文献がダウンロード可能な形で示されている。さらに 2004 年のジェンダー予算検討の際に作成した 6 項目 125 小項目にわたる示唆も参考になる。

1.2 その他幾つかの機関

ジェンダー予算の国際的動向を捉える上で、参考になるその他の機関とそのウェブサイトでの状況を紹介してみよう。

(6) 国連機関—地域経済委員会。まず、国連機関として、国連の地域委員会のうち(i)ヨーロッパ経済委員会(UNECE)は、Gender Activity (www.unece.org/oes/gender/)のサイトを持ち、この中のジェンダー統計の部分を一層強化しておりまた作業を継続しているが、ジェンダー予算のサイトを独立しては設定していない。しかし、ジェンダー予算関係の文書は公式文書に多数を収録している。(ii)アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、Emerging Social Issues Division に Gender and Development Section (www.unescap.org/esid/gad/)を持ち、さらに項目が細分されているが、ジェンダー予算の項目を独立させてはいない。文書もすくない。(iii)ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)は、女性と開発の単位を持ち、ジェンダーのサイトを持つが、内容は豊富ではなく、ジェンダー予算の独自項目はない。(vi)アフリカ経済委員会(AEC)は Gender and Development – African Center for Gender and Development のサイト (www.uneca.org/eca_programmes/acgd/)を持つが、その中にジェンダー予算の独立項目は持たない。予算と関係ないがアフリカジェンダー開発指数を作成して各国比較をしているのが注目される。しかし、ジェンダー予算分析はアフリカ各国で進められているので、検索すれば文献は多くあがってくる。(v)西アジア経済社会委員会(UNESCWA)は、ESCWA Center for Women (ECW)を2003に創設し、このウェブサイトは女性に関する項目を幾つか持つが、それぞれ ESCWA 地域にそくしての研究や調査はまだ本格化しておらず、ジェンダー予算の項目もないし、検索によってあがってくるサイト・文献もない。

(7) 国連機関—問題別その他機関 (i)国連開発計画(UNDP)はその開発支援の中でジェンダー問題を重視してきており、Women's Empowerment のサイト (www.undp.org/women/)に多くの項目を持っている。また国際機関やNGOをふくむ諸機関へのリンクも多様にはられている。しかし現在、ジェンダー予算に関しては、Fact Sheet に2ページのgender sensitive budget が掲載してあるだけであり、リンクではBridge とつながれている。検索では、UNDP が関係する各国ベースでgender budget があがってくるだけである。UNDP は以前にSEPED(Social Development & Social Policy Division, Bureau for Social Development)という部門を持ち、ここから Conference paper series や Working paper series としてマクロ経済政策や予算のジェンダー視角からの検討を行っていた。本資料に翻訳収録した第一論文はその1つである⁶。

(ii)世界銀行(World Bank)は、広範にわたるトピックスを持ち、関係した国の状況にまでたちいっている。Gender and Development の部門を持ち、この下に多くのテーマその

⁶ Niilufer Cagutai & others(2002)

他を掲載しているが、Gender budget の独立した項をもたない。検索によって一定程度のサイトや文献が上がってくる。ただし、関係した個別国に関してのものが多。

(8) OECD 先進国グループをなしているとされる OECD は、北京会議以降に、行動綱領の実践を自らの活動にとりこみはじめた国際機関の 1 つである。先進国と開発途上国の経済・労働・生活に関わる諸問題について諸部局が詳細にとりあげているが、ジェンダーに関しては、DAC(Development Co-operation Directorate : www.oecd.org/dac/gender) が Gender Equality の下に多くの小項目をとっている。OECD では、これは、開発協力機関からのジェンダー専門家がジェンダー平等を支援する際の共通のアプローチを規定するために会合する唯一の国際フォーラムである GENDERNET によってジェンダー調整プログラムの下に推進されている。このサイトは Gender Equality に関する詳細なリンクも張っている。

OECD /DAC は、1999 年に DAC Guideline on Gender Equity and Women's Empowerment in Development Cooperation を作成してそれまでの 1989 Guiding Principles on Women in Development に置き換えた。同時に DAC Source Book on Concepts and Approaches Linked to Gender Equality も作成する。さらに、Gender Co-ordination at the OECD を 2003 年から年次報告として作成して⁷Gender 視角を OECD の活動に織り込む努力をしている。これらは、OECD 加盟国に向けて、さらに OECD が働きかける途上国にも向けられており、こういったジェンダー平等・ジェンダー主流化の必要と諸措置が承認されていることは重要である。

Gender Budget に関しては上記の年次報告書が、その付録 2 「ジェンダー反応的予算」でとりあげている。この文書は、OECD 加盟国中の 13 カ国（その国の特定地方政府が取り上げている場合も数えている）をあげ、ジェンダー予算は開発途上国ではすぐれた実践を示しているが、先進国ではまだまだであるとし、さらに OECD は、先進国においてこれを促進する上での良い位置にあるとしている。それは OECD 加盟国すべてが、公共政策や計画でのジェンダー平等を、国の政策や国際協定で約束しているからであり、2002 年以降 OECD は、分析および政策活動においてジェンダー主流化をはかる目標をもったジェンダー調整の計画が進行中だからとっている。特に、日本についても先進国として他人事ではないという点で OECD による計画の進展に注目する必要がある。

(9) EU ヨーロッパ連合もジェンダー平等をはやくから追求している。ウェブサイトでは Human Rights の Key sites の Commission に Gender equality (europa.eu/employment_social/gender_equality/) があり、立法、ジェンダー主流化、財政支援の 3 項目からなる。ジェンダー主流化の概観(Overview)の項の中に key policy area の中に Gender Budgeting

⁷ OECD (2004)

があり、この項目にはジェンダー予算化に関するヨーロッパ議会の 2002 年の決議と、ジェンダー予算に関する報告が文書として収録されている。

報告⁸には、ヨーロッパ議会の決議への経過とジェンダー予算の一般のおよび特殊目的その、ジェンダー予算の方法ほかの説明がある。

(10) Nordic Council 北欧諸国の大臣の協議体であるノルディック協議会もジェンダー平等をその活動に導入する努力を他の国際地域に先立って推し進めてきた。協議会のウェブサイトは Gender Equality のサイトを持っている (www.norden.org/gender/)。協議会はジェンダー平等の協力計画を定め、ジェンダー平等についての執行委員会 (AK-JAM : The Executive Committee on Gender Equality) がノルディック女性ジェンダー研究所 (NIKK: The Nordic Institute for Women's Studies and Gender Research) とともに計画の進行を図る形をとっている。協力計画 2001-2005 年では、3つの焦点的領域として、ジェンダー平等視角を国家予算に統合すること、男性とジェンダー平等、女性の平和/女性への暴力を掲げた。2005 年にジェンダー予算の研究と活動が本格化するものとされている。

(11) Oxfam ([www.oxfam.org.uk/what we do/issues/gender/gad/gender budgets.htm](http://www.oxfam.org.uk/what%20we%20do/issues/gender/gad/gender%20budgets.htm))

オクスファムは、英国の 1942 年からのおそらく世界最大規模の NGO であり、貧困や飢餓の克服を目的として活動している。具体的にはジェンダー差別や女性の貧困の問題を重要視しており、事業の中にオクスファム・ジェンダー予算を掲げている。NGO にとってジェンダー予算活動が重要なことを論じた Debbie Budlender の文章を掲載しており、これまでふれてきた諸サイトへのリンクを持っている。

1.3 ジェンダー予算以外の予算検討組織

ジェンダー予算以外で、予算分析を国際的に促進しようとする団体・ウェブサイトもある。それら機関はリンク先として上述のジェンダー予算関係をあげている。そして一般に予算分析を推奨する機運は国際的に広がりがあるようにみえる。2つだけを紹介しておく。

(12) International Budget Project (www.internationalbudget.org)。

1996 年にワシントン D.C.に予算と政策の優先度センター (the Center on Budget and Policy Priority) によって創設されたプロジェクトである。市民運動・民間団体による予算分析は、多様に取り組みられているが、このプロジェクトが、それらの個別的に行われている予算活動に呼びかけて 1997 年から国際会議を開催している。こういった関係もあって、民間の予算検討活動に関して多様な項目・内容を持つウェブサイトを提供している。

⁸ Committee on Women's Rights and Equal Opportunities(2003),

(13)CCPA(Canadian Center for Policy Alternatives) Alternative Federal Budget Project (www.policyalternatives.ca/afb/afb.html) CCPA は社会的・経済的正義にかかわる問題を取りあげる独立した不偏の研究機関として 1980 年に創設されたカナダの機関である。この機関は全国事務所と 4 つの地方事務所をもっており、全国事務所の 3 つのプロジェクトの 1 つに Alternative Federal Budget Project をとりあげている。このプロジェクトとして連邦と地方の予算に関して対案的声明である報告書（例えば、Alternative Federal Budget, Ontario Alternative Federal Budget など）を中心に 50 近く出している。2006 年には新たに technical paper が開始され、その 1 は Isabella Bakker の “Gender Budget Initiative-Why They Matter in Canada”である。

2. 女性予算・ジェンダー予算とは(1)一定義

Gender Budget Initiative (GBI) は、「Gender-responsive Budget とは何か」と問い、以下のように述べている。

「GRBI は、政府の歳入と歳出の女性と男性、少女と少女への影響を評価する方法を提供する。これらのイニシャチブは異なった一連の名称で知られている。例えば、それらは、「女性予算 (women's budget)」、「ジェンダー・センシティブ予算 (gender-sensitive budget)」、「ジェンダー予算 (gender-budget)」や「応用ジェンダー予算分析 (applied gender budget analysis)」とも呼ばれてきた。この書物は、それらすべてのイニシャチブを表すものとして gender-responsive budget というタームを使う。

GRBs は経済的統治や財政的管理を改善する助けとなる。それらは、政府に対して、政府が女性や男性、少女や少年の異なる集団のニーズに対応しているかどうかのフィードバックを提供することができる。政府外部の者にとっては、GRBs は透明性、説明責任、参加を奨励するために利用することができる。それらはまた、主唱者において使うことのできるデータを提供する。政府の内外の者両方に対して、ジェンダー平等の目標を達成するために、政策と優先度をどう設定—これに伴い必要とされる資源—についてより優れた意思決定を可能にする情報を提供する。

GRBs は、一方で男性と少年、他方で女性と少女の間で政府の資金を 50 対 50 に分割するものではない。単純な 50 対 50 は平等に見えるかもしれないが、それは衡平あるいは公正ではない。そうではなく、GDBs は、政府予算のすべてについてジェンダー視角から検討し、それが女性と男性そして少女と少年の、また女性と男性および少女と少年の異なる集団の異なるニーズにどう向けられているかを評価する。例えば、健康の分野で、男性と女性は、インフルエンザやマラリアについては類似のニーズを持つが、リプロダクティブ・ヘルスの点では、女性は男性よりもより大きなニーズを持つ。

しかし、GRB は女性問題あるいはジェンダー問題に向けた別個の予算を作り出すことを

求めてはいない。女性やジェンダーに向けての特別な予算は、解く手のニーズを取り上げる点で助けとなることが多いが、予算の残りの部分が、それ以外のある市民を優遇しているなら、有用性は限られている。

GRBs は、政府予算が個人と集団の最も重大なニーズを満足されるように衡平な仕方で配分されることを確保することをめくっている。それらは、資源が希少な場合に、使用可能な資源を、自らのために資源を用意することが最もできない人々を助けるために使われること確保することをめくっている。」(D.Budlender & G.Hewitt 2003, pp.5-6)

以上の国際的論議・運動動向をふまえて、筆者なりにジェンダー予算とは何かまとめれば、「国と地方の各レベルの政府が作成し執行する予算（収入と支出）の在り方と項目別金額が、女性、あるいは女性と男性の両方に（これまで）どう影響を与えてきたか、（現在）与えているか、（今後）与えるかを検討しながら、予算を男女平等に向けての重要な手段として利用しようとする論議・研究であり、運動」である。

男女平等に向けての大部分の施策（貧困女性救済、就学での男女平等、女性起業・起業支援、両立支援・・・）は予算措置をもって推進されてきた。ジェンダー不平等の現状把握にはじまって原因機構を分析し、解決策をたて、これを実施する過程は、予算とかかわることが多かった。したがって、ジェンダー予算の一部は、早くから各国でとりくまれていたといえる。

しかし、改めて「女性予算」あるいは「ジェンダー予算」（その他の呼称も多々ある）といわれるのは、

- (i) 男女平等政策の立案・実施の過程で予算が重要な手段であることが改めて認識された、
 - (ii) 長くジェンダー中立的と考えられてきたマクロ経済政策がジェンダー・バイアスを持つことが指摘され、マクロ経済政策の枢要な道具である予算もまた、ジェンダー・バイアスを再生産し広げる内容を持っている点が指摘されて、予算過程の改革がめざされた、
 - (iii) 特に 1990 年代からうたわれているジェンダー視角の主流化（メインストリーミング）という考え方が重視されて、財政・予算論議と予算の実際過程に、ジェンダー視角を導入することが意識的に追求され、予算の全分野、過去と現在をジェンダー視角から検討し、ジェンダー平等をめざして活用することがめざされた、
- 等によると思われる。

3. ジェンダー予算—経過と幾つかの事例

3.1 経過と実施国

女性予算やジェンダー予算その他類似の多様な名称を持つこの予算運動は、経過的には、1984年にオーストリア、1993年にカナダに、1994年に南アフリカ連邦で、1995年に英連邦事務局（Commonwealth Secretariat）のプログラムが開始された、とされる。英連邦 40カ国のうち 20カ国が取り組み、世界的に 50カ国において実施されているといわれて

いる。経過の中では、出発となったオーストラリアにおいて、一部の地方を残してこの運動が消滅した点には留意を要する。しかしこの運動の影響は大きく、多様な発展があり、女性予算あるいはジェンダー予算などジェンダー問題関係の枠を守り続けているタイプと、カナダの対案的連邦予算（Alternative Federal Budget）、UNDP での人々中心の予算（People-centered Budget）論議（貧困削減とジェンダー、さらに持続可能な環境の見地を含む）など、広がりを持つものなど様々なタイプがある。

各国での活動はその背景や作業内容において多様である。これら各国での活動内容に関しては、各国での担当者による報告や論文の他、全体的な紹介をした文献もある⁹。D.Budlender たちが 2002 年の文献で、掲げているジェンダー予算活動を行っている国の一覧を引用してみる。

表1 GRB が実施された諸国(2003 年時点)

アフリカ	アメリカ	アジア	ヨーロッパ	中東	太平洋
ボスニア	バルバトス	アフガニスタン	オーストラリア	イスラエル	オーストラリア
エジプト	ベリーズ	バングラデシュ	クロアチア	レバノン	フィジー
ケニヤ	ボリビア	インド	フランス		マーシャル諸島
マラウイ	カナダ	インドネシア	ドイツ		サモア
モウリシャス	チリ	マレーシア	アイルランド		
モロッコ	エクアドル	ネパール	イタリア		
モザンビーク	エルサルバドル	パキスタン	旧ユーゴのマケドニア		
ナムビア	メキシコ	フィリピン	ノルウエー		
ルワンダ	ペルー	韓国	ロシア		
セネガル	セントキッツ・ネヴィス	スリランカ	スコットランド		
南アフリカ	アメリカ合衆国	タイ	セルビア・モンテネグロ		
スワジランド		ベトナム	スペイン		
タンザニア			スイス		
ウガンダ			英国		
ザンビア					
ジンバブエ					

Debbie Budlender and Guy Hewitt(2003), p.7

⁹ ①簡単な総覧は、Debbie Budlender(2000?), ②Debbie Budlender & Rhonda Sharp with Kerri Allen(1998), ③Debbie Budlender & Guy Hewitt(2002)

3.2 事例—オーストラリア，英国，南アフリカ，カナダ，韓国，フィリピン—

幾つかの国でのジェンダー予算活動の経過を紹介する。ここでは、関連文献に基づいて概要を示すにとどめる。オーストラリアと英国について一部は抄訳を織り込みながら幾らか丁寧なものとした。各国の動向の詳細な検討・論評は別個に必要である。

3.2.1 オーストラリア¹⁰

オーストラリアは、6つの州政府と2つの地域政府と Commonwealth（ないしは連邦）政府からなる連邦政治制度を持っている。1984年に導入された連邦レベルでのジェンダー予算と、また連邦の指導に従った州と地域など国家の下部レベルでの経験がある。

このオーストラリアのジェンダー予算は、この活動に取り組む政府内部の単位を中心とする点で「政府内モデル」—「オーストラリア・モデル」(Rhonda Sharp and Ray Broomhill)と称される。この活動は1983年のBob Hawkeの労働党政府の成立とともに本格化するが、ピークをもち、1990年代後半の保守政権の成立とともに、公式的な活動としては、一部の地方を除いて停止されている。

経過と内容 1970年代までに、州のレベルで、女性の経済的・社会的地位の向上をめざす具体的政策部署が形成され、フェミニストがこの部署で活動をしていた。このフェミニストは「フェモクラット」と称されるようになる。「フェモクラット」は、中央の政策過程でジェンダー分析をメインストリーミングとする重要性を強調する女性の政策機構のモデルを開発した。出発時点から彼女たちは、関税、産業政策、や労使関係といった主流の政策が、女性や子どもへの相対的に小さな計画支出あるいは教育や就業での平等計画よりも女性の生活により大きな影響をもたらす、言い換えれば、ジェンダー中立的な政策が、効果においては必ずしもジェンダー中立的ではないという、より明確な考えを持っていた。最も特徴的なことは、彼らの焦点が政策の監視や政策の会計監査にあてたことであった。

1970年代の半ばまでに、オーストラリアの女性の政策機構の中心は、連邦政府の中心的政策調整部門である首相・内閣省に位置する Office of Status of Women(OSW), Department of the Prime Minister and Cabinet (www.osw.dpmc.gov.au) であり、OSWは、政府の全部門の提案についてジェンダー影響を分析する責任を持っていた。フェモクラットは、メインストリーミングを効果的に行うことを追求して、予算過程への関わりを考えるようになり、オーストラリアでは今日「女性予算の声明 (women's budget statement) として広く知られているものにつながった。これは、女性に向けての計画ではなく、政府のすべての活動が女性に与える影響を検査することを求めた。Gender budgeting あるいは gender , sensitive budgeting とは、この過程についての最近の国

¹⁰ ①Marian Sawyer pp.43-64, ②Rhonda Sharp and Ray Broomhill(202),pp.25-47

際的な言い方である。

予算への関与は 1984 年の連邦予算作成の際にはじめられた。連邦、州・地方の「女性助言者」の定期会合の論議から出発するといわれる。女性に対する相対的に小さな計画支出あるいは教育や就業での平等計画よりも女性の地位に対して影響の大きな主流の予算支出を動かす方法について論議が始められ、この考えを Anne Summer が持ち帰った。

1983 年の労働党の選挙公約でこの方式がとりあげられ、政権に就くとともに、労働党の女性政策の一環として、省庁横断的に女性予算を検討するという考えに立って各省がその予算の女性への影響の詳細を考慮して提示することを求められた。影響分析とともに、目的を確認し、女性のニーズに応じて活動を改善することを期待された。

1984 年の試験的予算は、特定のものに限定していたが、その後、より多くの省庁が、政策結果のジェンダー平等性に責任を持つようになった。1985 年に検討は全体に及んだ。

1987 年から women's budget programme は women's budget statement と名づけられ、より公式の地位を与えられた。連邦予算のすべてにわたるものになってから、1994 年まで平均 300 ページの基本的文書になった。1987 年から正確で詳細とするためにおじけづかせるこの文書の部数は 6000 部から 1000 部へ。32 ページの縮約版が女性団体のために用意された。

この過程の当初には予算関係の大臣等からの抵抗、すなわち、予算は中立的であるとする反論は非常に大きかったが、順次、関係者のジェンダー問題へ敏感さが高まったという。1986 年に、扶養控除の 97% が男性から請求されていることがあきらかになった。しかし議論はなかった。1987 年に財務大臣の寄稿にジェンダー問題への敏感性が増大した。女性団体からの 10 年がかりの提起への理解が得られたことになる。そして女性配偶者扶養控除は 1993 年の連邦選挙公約の結果として、除かれることになった。しかし、1996 年に選ばれた新首相（男性）は、家族単位の課税を長く主張していた。彼は、専業主婦の居る世帯の課税限度を高くし、後には、出産後専業主婦でいる母親の税控除を行った、などの経過がある。1993 年の検討が、それは 2 つの他の会計報告機構で代位されるべきことが勧告された。

1 つは、OSW は、費用をオーストラリア統計局の 5 人の女性統計単位—ジェンダー平等指標を 1990 年から発行して、女性の地位の政府による改善の努力を測定してきた—とともにし、女性統計年報を発行し基準との比較をするすることにした。

もう 1 つは、議会の歳出委員会による吟味のために省庁が毎年提出する計画声明書にジェンダー報告の導入と、計画ターゲットへのジェンダー平等基準の統合である。

ジェンダー予算声明がなくなるこの提案は、議会の労働党の女性の地位委員会の介入で阻止されたが、1994 年と 1995 年に非常に薄い声明書が現れただけ。議会への計画パフォーマンス声明での公式のジェンダー報告は示されていない。保護者でない親を持つ子どもへの児童支援資格が週に 1 度に減じられた。この決定はシングルペアレントの貧困への影響を考えていない。OSW の 40% 削減によって、オーストラリア統計局の女性統計単位は葬られた。5 年毎の社会調査であった全国生活時間調査の地位からひきおろした。

OSW は弁明的声明をしたが、もはや女性にとって有害な決定を和らげることすらできなくなった。連邦のあとを追って、州でも女性予算の管轄が停止された。2001 年に労働党が連邦レベルにジェンダー予算過程を復活させようとしたが、選挙で破れた。

M.Sawyer は、ときがたつとともに、女性予算過程の当初の目標は衰退し、分析的ツールではなく広告の一形態になり、消滅に向かったと言っている。

特徴と限界—政府内モデル Rhonda Sharp は政府内モデル（オーストラリアモデル）の強みとして、予算や政策そして政策の影響に関するデータや情報の入手が可能で、直接的に予算の意思決定過程に関与できること、があるのに対して、民間（コミュニティ）レベル・モデルは、データや資源の制約にぶつかるが、民主的討論を促進し、より基本的に批判的であることができる、ととらえている。オーストラリアは、政府内モデルであったため、政権交代による政府の姿勢の変更によって、批判色を失い、さらに消滅に向かった。OSW における諸機能の喪失は、強い政治的意思がなければ、ジェンダー予算の方法に諸省庁は抵抗するようになる。ジェンダー区分の乏しいデータが継続されて、上院の予算委員会の公聴会の結果として生産されるだけになり、省庁でのジェンダー問題の専門家が居なくなり、ジェンダー予算配分の女性にとっての意味に関する全体的情報もちりぢりになった。

このオーストラリアの女性予算を M.Sawyer は、地域社会に基礎を置いた戦略ではなく、官僚的であると記述した。

「女性予算過程が政府の政策に新たな方向付けを与える点で本当に有効であるためには、平等問題に責任を持つか対処する政府内の者だけでなく、地域社会の団体、アカデミックやメディアによって、政府のパフォーマンスの判断基準として広く使われる必要がある。これまでのところ、このことは、オーストラリアでは大きくは起きていない。これは部分的には、女性予算文書が機能した二重の機能と、その結果としての信用への影響が理由になっているかもしれない。連邦予算文書はますます批判的ではなくなり、省庁の自己弁護の行使になった。長文の版は、アクセス可能なスタイルになったことはなく、縮刷版も人々の注目をひきつけるのに失敗した。ジェンダー予算がなしうる一つの選択肢は、南アフリカや UK の場合のように、政府から独立することである。しかし、これは秘匿性のある予算情報へのアクセスを無くするという不利な点を持つ。それはまた、政府内でモデルとなる公務員に対する調整とジェンダー認識の訓練の実施をできなくする。」

3.2.2 英国¹¹

イギリスでのジェンダー予算運動の主力である WBG(Women's Budget Group: www.wbg.org.uk)は、平等を追求する NGO、組合、研究組織からの人々と独立したフェミニスト、経済学者、政策専門家から構成されている。このグループの活動は、1997 年の労

¹¹ Donna St. Hill, 最終章 : pp.171-192

働党内閣の発足以後、一つの高みに達した。女性の代表の声を聞くことが政策形成のために利害関係者と協議するこの政府の政策の一環となった。WBGは予算形成から、社会保障、労働・年金、歳入省などの主要省庁と、ジェンダーに適切な政策問題について年間を通じて議論することになった。1999年の秋に Barrow Cadbury Trust からのパートタイムのプロジェクトマネージャーへの給与提供と Oxfam からの助成を受けた。この人的資源が主要省庁での全面的活動とボランティア員の調整およびインターンの政府会議の参加を可能にした。

経過

WBGは、ジェンダー関係と公共政策のつながりを論じるアカデミーのフェミニストによって1989年に設置された。その後、少数の男性も参加したが貢献は限られていた。最初の8年間は毎年予算をコメントしていたが、保守政権は予算政策への批判を無視した。政府が認めないことを述べてコメントリーを作成した。1度BBCからの招待があったが、メディアも無視した。1997年に労働党政権になってから、内閣府の女性と平等部(Cabinet Office's Women and Equality Unit=WEU:女性についての研究とデータ収集を委任されている機関 www.cabinet-office.gov.uk/)の援助のもとにWBGが財務省の予算会議に出席。現在は財務省と定期会合を持つようになった。WBGは予算策定前と後に、そして一連のセミナーやラウンドテーブル会合に出席した。

現在はWEUとWNC(=Women's National Commission=女性の声を Westminster(国会議事堂)に与えるために設置された機関 www.thewnc.org.uk)を通じて、内閣府と結びついて、いくつもの長期的な女性問題の政策変化のための知的論議を導いている。

国民勘定に無償のケア経済を導入すること、ジェンダー的生産性や賃金格差を縮小すること、男性と女性の間での経済的インセンティブに対する異なった反応、である。

内閣府との関係は、WBCの横顔を高め、WBCの能力を高め、これがジェンダー分析や女性の経済的リテラシーでのエンパワーメントにつながっている。

当初はWBCの会長が手紙を書いてから会合が開かれたが、現在は政府へのアクセスは拡大した。すなわち、政策立案者が、政策がどれだけジェンダー視角に立っているかを評価するためにもWBCは有益で、接近してきている。

しかし、「政策による未知のジェンダー的影響を吟味できる独立の団体としての長所を持つが、外部組織として、ジェンダー予算作業を今後どこまで進めることができるかに関しては大きな限界がある。後にふれる」(p.174)

2001年10月に、国際的、国内的注目の中で、WBCはその戦略を再考する会議を開き、自らについて初めての定式化された、多部門的叙述をした。

この文書は、WBGの狙いと到達点を次のように述べている。

- ▼ 女性が不利であることの多面的な次元を念頭におきながら、経済政策のジェンダー的意味(implication)について分析を展開し、論争を導く。
- ▼ 政策策定者と意見形成者(opinion formers)の間に、経済政策のジェンダー的意味についての理解を広げ、政策的アドバイスを与える。

- ▼ 経済政策の形成、提示および監視におけるジェンダー・メインストリーミングを促進する。
- ▼ ジェンダー平等問題と経済政策が女性に及ぼす影響を評価することの重要性に関する公衆の自覚を高めるために、他の団体とともに活動する。」

UKでの予算作成過程とWBGの関与

UKの予算過程では、各省に対して次年度の予算配分とその先3年間の予算予想を伴った2年ごとの歳出検討（Spending Review）がある。

UKでの特殊性は、UK予算そのものは、歳入・歳出の声明ではなく、租税と収益の変化とそれらに関連する規制に関する年次の声明である点である。

予算発表の日に、財務大臣は、収入を獲得する手段と省庁予算の広範な概略にだけ集中する。歳出検討の翌日に、各省は通常はメディアとの会見で、支出と政策の改革の詳細を声明する。

WBGは、ほとんどのジェンダー予算イニシャチブとは異なって、政府支出の具体的なジェンダー的影響ではなくて、租税と収益に集中している。しかし、あらゆる形の政府支出と租税に関する年次的な実際に対応することは奨励されることである。この分野は、政府が批判的なジェンダー分析を招請している状況から、政府がその機能を働かせている分野へ移行するように一層のロビーイングが必要とされる領域である。

WBGがその努力を租税と収益に集中している実際的理由は、歳出計画よりもより少ないことと、租税と収益は個人宛のものであって、ジェンダーをより見やすくすることができるからである。しかし、ここでのわずかな変化も、政府の経済戦略全体には大きな影響を与えるのであるが、ここでのロビーは非常に困難である。この難しさは、主として経済分析を支援している定着したジェンダー的前提からきている。これに取り組むことは、エコノミストが見ないように訓練されてきた正にそれらの領域に分析の焦点をあてることを意味する。したがって、経済政策のジェンダー分析の全面的な意味を受け入れることは、真にジェンダー化した政策改革に接近しようとする女性にとっても、エコノミストにとっても本来的に革命的なのである。租税と収益の機構が深いジェンダー・バイアスを持ちうることは、分析が、税とその他の関係について目下働いている哲学的原理を明らかにしたときにだけより明白になる。子どものケアについての条項が不十分であるか全くない労働政策への福利、家族所得全体を仮定して世帯の単一の稼ぎ手にだけ対する租税・収益の支払い、「代表的」あるいは「ノーマル」な労働生活に依存する国家の収益制度、は体系的ジェンダー・バイアスのいくつかの例である。

ジェンダー影響を評価するために要となる原理

WBGは政府に5原理をアドバイスしている。

1. 分析の注意を、個人と家族の両方に向ける必要がある。ジェンダー効果が明白に見ることができるようにするとか、政策形成に取り入れるとするなら、予算の影響を個人レベルと家族レベルでの予算の異なる影響を理化することが不可欠である。

2. 政策の長期的効果を考慮すること。政府の政策の重要な目標は、人間開発と国家、地域社会、家族の間での有償および無償労働のバランスである。これらは社会の変革をふくみ数10年、さらには数世代を要する。今日の政策は、長期的安定性と目標を支える短期の変化をもたらすという見地を持った長期の社会的目標の達成に影響することを考慮すべきである
3. 分析は、就業、貧困、教育や無償のケア経済といった要素にまで広げられるべきである。政策策定者がこれら分野での政策改革の完全な可能性を現実化しようとするなら、上述の点への継続的影響が取り上げられるべきである。
4. 女性と男性の異なる、同等でない位置づけが、経済的インセンティブに異なる、ジェンダー化された反応をもたらすことを理解すべき。単純な経済行動モデルは、有償・無償労働の間のトレードオフとそれぞれの分野への男性と女性の参加に対する機会費用を考慮したより洗練されたモデルで置き換えられるべきである。
5. 政策がジェンダー・ステレオタイプに挑戦し、また固定化する仕方を注意深く検討する必要がある。有償労働と無償のケア経済への男女の参加の相互交換的实施を促進することは、女性の経済的可能性にとっただけでなく、男性の全面的な人間開発にとっで中心的なのである。

WBGの強みと成功、課題および可能性

強み 1. 政府担当者と経済学のコトバでやりとりできる経済学者、組合、研究機関、その他団体からの社会政策専門家、ジェンダー専門家。現在の政府は前政府よりも証拠に基づく政策分析を強調している。政策形成者にとって新しい分野だという事実がWBGを指導的実践家の位置に置いている。

2. 財務省の役人と大臣との深い関係。これは多くの省庁ではなく、しばっての接触の結果である

4. 膨大な知識の集積があること。参集するメンバーによる自己負担での専門性の提供による。

成功 数年にわたる接触の末、策定前の報告に接触し、財務省内での研究、分析、政策形成過程へのアクセスはジェンダー視角を考慮したセミナーやワークショップを可能にした。これはトニー・ブレアの新労働党のスタンスによるところが大きい。

政府外の政策界との協議の強調は、WBGにとって大きかった。しかし、参加と公開性の外見が事前に決定した課題を持つ政策エリートによる政策決定の継続を隠すかもしれないという危惧があり、WBGのアドバイスを中身でなく、提示の仕方の改善にのみ使われてしまう可能性がある(Sue Himmelweit(前WBG議長), 2000:4)。

そこで他の団体の参加も促し、予算策定の事前の外部団体による検討に供する期間が延長され、審査団体はWBGが主であるが他の団体、主要組合との協同もある。

2001年にWBGは、2002年の夏の財務省による政府支出の検討(Government Spending Review)に先立っての交渉にはじめてあつた。支出の検討はそれまで関心と呼ばなかつ

たが、関心を高めた。支出検討の一部への限られたジェンダー分析は、どこに支出削減で示唆されたかは、女性にとって大きな意味を持つ。

1997年以降、WBGはジェンダー分析を財務省に持ち込む装置的アプローチを採用して経済計画者の関心をひきつけ、政府の労働生産性の向上、子どもの貧困の削減、「働き手の居ない世帯」に仕事を与えて福祉支払いを減らすなどの重要目標についてジェンダー分析をおこなうことで進めてきた。これを行う中でWBGは比類のないロビーイングの唱道団体になった。

政策上の成果としては、2002年からの児童税の猶予（Child Tax Credit）が主たる働き手でなく、主たるケアの担い手に与えられた。男性から女性への移動は、児童ケアにより効果を与えるので重要。しかし、これは女性に対する平等の基盤に立ってでない世帯内の子ども向けの資金移動にとどまる。

メディアへの登場と注目。2000年11月のプレ予算報告に対するWBGの反応はFinancial Timesがとりあげた。メディアの注目は、財務省以外の政府機関や他の男女平等団体からの注目をもたらした。WBGへの講演その他への参加依頼等の増大をもたらした。これは費用をかけずに、草の根をふくむ関連団体へのコミュニケーションの重要な方法になった。

課題 (1)UKの議会システムの限界の克服。WBGの現在は、労働党が野党であるときからの付き合いの結果である。保守党の政策の批判も行った。このため、WBGの主張が保守勢力の中の支持を見出していない。このジレンマは、これは労働党 vs 保守党という女性のエンパワーメントに対する正反対イデオロギーの政党対立体制と、そこでの政治的相違を活用してのWBGの政治的元手の継続という事情がある。

(2)マクロ経済過程へのより多くの女性の関与。女性のマクロ経済政策論議にUKの女性は大きく欠けているのが現状である。WBGもそのアカデミーを中心とする女性に起源を持つことを含めて、草の根の女性運動とのつながりが弱い。より広いメンバーを持つスコットランドのEngender Women's Budget Groupとは交流。時間と資金不足もある。政治的位置が中央にあるとみられるには時間が必要。草の根、地域社会、neighborhoodやsectorとの関係強化が必要。黒人やアジアの女性、草の根とインフォーマル部門、エシニック・マイノリティーの利害汲み上げと接触を強化する必要がある。

(3)ロビーイングにアカデミックでないアプローチをとること。メンバーがアカデミックであること。成功の多くは、ジェンダー分析の装置(instrument)の利用の結果である。しかし、より強くジェンダー分析を広げるにはこれだけでは弱い。アカデミックであることが選挙等とは無関係の「象牙の塔」とみなされ、WBGに有利に働いたこともあるが、他の多くの女性組織との連携を弱くしてきている。現実世界の経験から離れた政府内の政治的エリートジェンダー専門家に対する常識的な懐疑と、ジェンダー平等運動のある部分から来るより一般的な反インテリ感情の両方と論争しなければならない。

草の根との関わりが無い。白人支配の政治的・経済的利害と、アカデミー支配に基づいてのロビーイングは組織的起源による。見直しが始まっている。

(4)資金増大へのアクセス。中心的貢献者の無償の活動によってきた。ロビーイング費用ー旅費，出版，プレゼンテーションーを政府に支出させる働きかけ中である。

(5)言葉から行動へ。国際女性運動が直面している問題と同じ。WBG は、ジェンダー・メインストリーミングに近づくように政府機関を説得し切れていない。

2001 年の内閣改造で数値目標が消えた。

女性の声を政府が十分に聞くという姿勢を見せていない。財務省はジェンダー会計検査 (audit) の必要性を認めてない。WDG が草の根との連携を欠いているからかもしれない。

ジェンダー分析への支持の拡大と、UK の女性運動との連携。基本的課題は、政府に女性による無償労働の価値の理解，社会政策，配分の再配置に向けてのインセンティブを作らせることである。しかし，政府の政策の中心は現在，ジェンダー平等よりも福祉改革（減税と支出削減）の主たる推進力として有償労働に力点を置いているので，これとは両立しないようにみえる。

可能性 多くの課題にもかかわらず，UK の WBG は明るい。ジェンダーと政府政策に関する WBG のリーダーシップは望ましいだけでなく不可欠。WBG の大衆的でメディアをふくむ論争で優位を保っている。

十分に展開したジェンダー階級の用語にもかかわらず，多様性と複雑性は，WDG がこれまで十分には包含してこなかった領域である。女性と貧困についてのその資産の上に構築することによって，WDG は，そのジェンダー・アイデンティティが，人種，エシニシティーと文化のそれと交差する女性のための経済的エンパワーメントのために活動する組織との戦略の中で正しい位置をうる。女性のエンパワーメントのための他のすべてのフェミニスト vehicles のようにジェンダー予算も，それが要求する可能性のある成功を獲得しようとするなら，運動が必要なのである。

3.2.3 南アフリカ¹²

オーストラリアでのジェンダー予算イニシャチブが 1980 年代に開始された後で，次に取組まれたのが 1995 年のフィリピンと南アフリカであるといわれる。南アフリカでは，このイニシャチブは，2 つあり，1 つは政府の外部で女性議員と非政府団体の協力的事業として 1995 年の半ばに開始された。この協力体制は Women's Budget Initiative(WBI)と呼ばれた。とりわけ人種とジェンダーに基礎をおく過去の不平等をとりあげる必要が誰にでも明らかであったアパルトヘイトの終焉の翌年であった。このイニシャチブは，2 つの政策 NGO と議会の委員会によって調整されており，広範な研究者や女性団体の助言者，他の NGO，大学および政府自体をひきつけていた。最初の 3 年以内に，イニシャチブは 3 冊の

¹² ①Budlender D.(2000), ②Budlender D & Guy Hewitt (2002), pp.152-170, ③ Budlender and Guy Hewitt(2003), p.9-10

本を発行し、国の予算における 27 の部分を検討した。本は公共部門の雇用、税と経済理論に関する情報をふくみ、分析は、政府への資金提供者、地方政府予算、部門予算の雇用創造への影響、非税収入その他を検討した。

WRI は 5 つのステップを含んだ簡単な分析アプローチをとった。すなわち、

1. 与えられた部門の女性、男性、少女および少年の状況の分析。
2. 第一ステップで叙述された（ジェンダー差のある）状況への政策の対応の度合いの評価。
3. ジェンダーに反応的な政策の実施に予算配分が十分であるかどうかの評価。
4. 資金が計画どおり使用されたか、何に対して、また誰に対してあてられたかの監視。
5. 実施された政策が第一ステップで叙述された状況を、より大きなジェンダー平等への方
向で変化したかどうかの評価。

以上のうちの第一、第二は、WNI 以前からのものであり、第三から五は、予算と資金を検討することへの付加価値をもたらした。

各部門とテーマの十分な分析のほかに、WBI は研究をわかりやすい言葉で短くまとめた解説本を発行した。より広い人々にわかるようにアプローチと情報をもたらすワークショップの材料を用意した。

WBI は、ジェンダー予算作業は、政府の内部と外部の両方で進められる必要をみている。政府自身が、管理を適切にして説明責任を果たすために GBI イニシャチブをとるべきである。政府は、政策や予算のジェンダー的影響を監視し、議会と市民団体にその活動を報告する
ために、このイニシャチブを使うべきである。

政府の外の GRB イニシャチブは、内部のイニシャチブと異なる目的を持つ。外部のイニ
シャチブは、市民を重要な政策領域と予算—多くの人々が排除されてきた—に関与させる
こと、議会と市民団体による監視および批判に関わること、利用可能な情報を増加させて
ジェンダー平等への主唱を強化すること、にある。

3.2.4 カナダ¹³

カナダ政府は公式のジェンダー予算意にシャチ部を持っていなかったが、1990 年代初頭
にカナダの女性の地位局が児童補助に関する税をジェンダー問題としてとりあげ、その後
類似問題に関して政府外の団体との協議等がはじまった。た。1993 年に Womens
International League for Peace and Freedom のカナダ支部が League の 75 周年に、女性
予算をとりあげた。

ジェンダー問題を一貫してとりあげてはいなかったが、Alternative Federal
Budget(afb) Initiative からの寄与があった。この団体は自由党政府が社会的支出を大幅に

¹³ ①Isabella Bakker(2006)

カットした後で、創設された。

1998年にAFBはIsabella Bakker and Diane Elsonによるジェンダーの予算への導入を論じたレビューをとりあげた。AFB主催のJohn Loxleyは、AFBの8つの原則農地の1つは「女性と男性の間の経済的平等」であり、ジェンダー視角の導入の点での弱さがあること、最近までジェンダーを別個に扱わず、全体的論議の一部であることを主張してきたが、このプロジェクトに女性の参加を確保する努力が払われている、ということである。女性の地位の全国活動委員会のメンバーは、このプロジェクトには個人ベースで参加している。AFBはこれまでの弱点にかんがみ、2001年にジェンダー関連問題を別個にとりあげることに関心をおいた部門をふくめようとした。

3.2.5 韓国¹⁴

経過 1987年に11の地方の草の根の女性の参加を促すためのWomenLinkを創設。1995年に政府が「女性開発についての枠組み法（the Framework Act on Women's Development）」を制定。この法律の下で、第1次女性政策基本計画（1998-2002）が策定された。これは6つの基本戦略、20の政策目標、144の具体的目標から成っていた。1998年に政権についたキム・デジュン政府は、大統領女性問題委員会を設置し、さらに6つの主要省庁に女性フォーカルポイントを設置した。2001年に女性問題委員会を拡大・改組して、ジェンダー平等省を設置した。地方もこれに習い、中央と地方で女性開発基金を形成した。しかし、政策の効果の検討はなく、役人のジェンダー問題への理解も弱かった。

国の政策と女性関連政策のシステムにとってジェンダー主流化が基本戦略とされたが、2001年に女性平等省への配分予算は総予算の0.003%にすぎず、これが女性団体から指摘・批判された。WomenLinkが女性関連政策の公正と効率性に関わる問題への取り組みの第一歩としてジェンダー予算プロジェクトをとりあげた。

WomenLinkの本部と支部のスタッフは予算と政策を分析し、ジェンダー主流化の概念、ジェンダー予算、分析手法の教育のためにワークショップが開催された。ワークショップはLinkのスタッフが中心になり、地方の議員や専門家が参加し、助言グループが、地方議員、大学教員、予算審査の市民団体の活動家や法律家によって形成された。

作業と方法 予算分析グループは、毎年地方政府の女性関連政策と予算を分析し、対案を提出すること、地方議会の監視、ジェンダー予算要求を論議するために地方政府の長やメンバーと会合を持つ、という活動を行った。その結果は、市民団体や女性団体の間での会合で広められた。

WomenLinkは以下の方法を使った。すなわち、地方政府の人口と社会的状況に関するデータの収集、女性関連政策の目標と焦点の研究、女性関連政策を実施する行政システムの

¹⁴ Yoon Jung Sook(2002)

研究、女性関連政策に配分された予算額は適切かまた効果的に使用されたかについての、予算割合と政策目標との関連に焦点をおいての分析、女性に関する規制の有無と女性開発基金の額の調査、ジェンダーに敏感な見地からの女性関連政策と予算の分析、である。

弱点と強み。 情報提供に関する役人の躊躇と公的要請に対する非対応、役人や議員がいる場合には情報の入手は容易であるが、そうでないときには長い時間を要し、またジェンダー区分を持つデータが無い場合には分析はほぼ不可能になった。女性政策と分類されている予算部分を取りあげ、他の女性に影響をおよぼすプロジェクトを加えて分析したので、予算のジェンダー的影響を全体像にはなっていない。また高度な分析手法を欠いている、等である。

女性関連政策と女性を狙った予算の執行の影響の発見する能力を持つこと、計画の多側面—ジェンダー平等を進めたか、ジェンダーに偏った見地や文化を解決したか、便益のどの範囲は適切か、計画は長期的にみて有効かあるいは修正されるべきか—面性の学習したこと、予算執行の適切性や効率性に関する諸問題を提起したこと、などがある。

分析による共通する発見 女性関連政策への予算額の絶対的不足、ジェンダー区分のあるデータの不足、予算と政策におけるジェンダー視角の不十分性、行政的標準化の弱さ、旧来の周辺化された女性という概念に基づいているため全女性を含む計画にはなっていないこと、女性政策部門の権限の不足、官僚制度における女性の少なさ、である。

成果と限界、将来展望 WomensLink による地方財政の分析は、ジェンダーに敏感な予算配分や女性政策の分析の必要が共通のものとなり、政策形成への女性の参加が改善され、メンバーは地域女性政策に関与する能力に自身を持ち、情報を交換し、ネットワークを形成し、地域女性政策の分析や監視をはじめた。中央と地方の議会かえあの注目も高まり、女性平等大臣は、ジェンダーに敏感な予算分析の道具の開発が緊急なニーズだと声明した。ソウル地区では、候補者に質問を発して回答における約束を守っているかをチェックした。

これまでの活動の限界は、ジェンダーに特殊な予算と政策の分析だけになっており、包括的なジェンダーに敏感な予算分析になっていないことであった。分析用具とジェンダー区分のあるデータの欠如で、完全な分析が不可能であった。

今後に向けて、Link は全国的な動因になっていることを理解し、分析を中央政府にも及ぼし、特に出産休暇に焦点をおくこと、分析道具を改善するために、専門家をふくめグループを形成し、女性団体にジェンダー予算分析活動への参加を広げ、政府の支援を獲得し、女性団体と協力し、ロビー活動を進めて、広い女性の参加をうる予算形成過程を政府が創り出すようにする。

3.2.6 フィリピン¹⁵

¹⁵ Celia Flor & Andrea Lizares-Si(2002)

経過 フィリピンに関しては、ネグロス島の Bacolod City の NGO (DAW:Development Through Active Women Networking Foundation)の活動が紹介されている。

フィリピンでは GAD に資金を投入するために、1995 年に、各機関の予算の 5 % を GAD に投入するという法律が定められた。資源不足でこれがはかどらない中で、女性のために活動している NGO(DAW: Development Through Active Women Networking Foundation)がこれに関与した。1995 年に 40 万人強の人口を持つ Bacolod City は 1998 年に GAD 予算に 5 % を割く決議をしていた。研究作業を行う時点で、市長は男性で副市長は女性で、14 名の議員のうち 3 名が女性、うち 2 名の女性主唱者は野党と少数党に属していた。

DAWN は 2000 年に Bacolod City の予算の詳細な研究を、The Asian Foundation (TAF) の資金を得て、はじめた。研究目的は、2 会計年度にわたる GAD 予算の使用を検討し、5 % の 95 % への影響を調べることで、地方政府の単位に、市予算のジェンダー的反応性を増加させ、GAD 計画を策定し実施するための指標・政策・機構について勧告すること、地域計画と予算過程の乖離を具体的に指摘し、部門団体や市民団体の介入が有益な領域を確認すること、であった。

本作業に入る前に、この問題の専門家である D.Budlender を招いての女性団体や利害関係者の間での会議やワークショップが開かれて、作業の概略が定められ、これに沿って作業が進められた。

作業と発見 作業は、データ・情報の収集、予算文書の理解、調査報告書の作成、として進められた。この中で、全体としての歳入と歳出、各部門にわたる GAD の 5 % 予算、予算執行とその監視、そして特に福祉関係に責任を持つ社会サービス・開発省 (DSSD: Department of Social Services and Development) の予算と特に GAD 資金、を検討した。

このうち、GAD 5 % 予算に関しては、各省はジェンダー関係で 5 % 以上を割いているという見方もあるが、5 % とは GAD 予算と指定された項目での支出をさす。いくつかの省は GAD 予算に関するプロジェクトの目的や活動に関する声明を持っていること、必ずしも確認可能でない場合があること、予算に関する声明で GAD に言及しない省があること、省の支出で賄われていない場合があることなど予算内容についての理解を深めた。

予算執行に関しては、その執行に際しては自動的に行われるのではなく、財務担当部署に支払いを求める文書を提出して行われるのだが、資金不足で執行されないこともあることが明らかになった。

DSSD の予算では、地方の歳入では不足していて中央政府の資金に依存したり、独自に資金を獲得しなければならない場合があった。DSSD の GAD 予算は資金不足の中、補正予算によっている場合がある、などが明らかになった。

成果と今後 能力を高め、活動により確信を持つにいたったこと、情報の所在、それら情報の計画・政策および GAD の主流化の努力のために意味を推論する方法、政策変更を示唆すべき場合、を理解したし、各省が自らの機能、政策やこれに対応する予算にのみ関わ

り、自らを全体像の中に位置づけたり、政府全体にまたがって見ることで見えていない弱さを補うものとなった。

DAWNはネグロス島でTAFの資金援助で活動を継続し、県政府もGAD計画や予算作成でDAWNの支援を考え、Bacolod市では、主要省庁の長と代表者からなる市のGADフォーカルポイントが市長の執行命令で構成され、DAWNの会長がフォーカルポイントに座った。

4 女性予算・ジェンダー予算とは(2)―その貢献、分析のステップ、手法など

4.1 ジェンダー予算小括

以上の紹介もふまえて、ジェンダー予算の内容を、その検討対象、検討範囲、担い手、住民運動や契機などについてまとめておくと以下のとおりである。

(1)検討・関与の対象

- (i) 予算内容が女性と男性、少女と少年に与える影響の分析、
- (ii) 修正提案あるいは批判的声明、
- (iii) 予算の立案・予算作成（への参加）、のいずれか、あるいはこれらの多く、を行っている。

(2)その検討が及んでいる範囲は、

- (i) 支出（特定項目、全般）、
- (ii) 収入、
- (iii) 支出と収入の両方、である。

具体的項目では、児童手当とか、いわゆる両立支援的といった項目から、貨幣政策や国際貿易などのいわゆるマクロ経済的項目をも射程にしている。しかし、これらの全項目に及ぶ検討ははまだ弱く、イギリスでのケース以外は支出の検討に重点がおかれているといわれる。

(3)運動の担い手は¹⁶、政府予算作成当局との関係で、

- (a) 政府外部(市民団体、NGO、ジェンダー開発団体、草の根、アカデミー、個人、男性、メディア)
- (b) 政府内部（予算当局と男女平等機構や計画機関、議員さらには会計監査機関との多様な関係の下で）、
- (c) 政府内部と政府外部の連携、であり、
国際的あるいは外国の支援機関が加わる。

予算の検討は、一定の専門性を必要とする。運動の側での専門家の獲得・育成と、一方で専門家とより多くの草の根（非専門家）の参加・連携が重視されている。

¹⁶ D.Budlender & G.Hewitt(2003)の3(pp.47~70)に詳しい。

- (4) これに対応して、この運動では多くの場合に、
- (i) 予算作成過程への住民の参加が重視され、
 - (ii) これとの対応で政府予算の透明性（予算内容や形成過程論議の情報公開）や説明責任、公衆に対する分かり易い説明、【(i)、(ii)をあわせて、予算作成過程の民主化】が要請され、追求されている。
 - (iii) 政権自体による場合、あるいは政権と連携している場合に初めて、検討のための詳細情報の獲得と予算形成過程への有効な関与が可能になる。
 - (iv) この運動の多くが、政権の交替（オーストラリアやUKの労働党の選挙公約→政権掌握、1994年の南アフリカ連邦での民主的政権の登場など）あるいは、政府自体の北京行動綱領等への積極的コミットメント、等によって開始されている。
- (5)注目点。
- (i)ジェンダー平等をメインストーリーミングする際の、運動側のスタンスだが、野党とともに政権転換に手を貸しての努力であるべきか（政権が転換すると大きく浸透する）、政権転換にかかわらず、浸透するように、野党とも距離をおいて保守政権にも働きかけるべきか。女性運動団体のあり方—マイルドとラディカル様々の中でどうなるか、どう連携し、批判しあうか。
 - (ii)カナダやUNDPペーパーは、「ジェンダー予算」の先のより総合的な見地を追求しているようにみえるし、訳出した論文にみうるように、貧困者向け予算とジェンダー予算との共通性と違い、関連が問題になるだろう。

4.2 GBIは何に貢献できるか¹⁷。

- (1) 平等 (Equity/Equality)。予算の目的のひとつは、国の内部の富と資源の再分配を保証あうることである。性別の不平等は根強く残る不平等である、ジェンダーに敏感な予算はこれに向けられる
- (2) 女性の権利の実現に向けての前進。ジェンダー平等の権利の実現に向けて、政策的対応、資源配分の十分性、政策結果の間のずれを測定することができる。ただし、権利に基づくアプローチのGBIニーズへの統合に向けては多くを行わなければならない。
- (3) 経済効率 (Economic efficiency)。女性の経済的エンパワーメントは、高い生産性、人的資源の改善、よりよい健康をもたらすが、健康や教育の利用者料金等の設定がこれらを阻害して、長期的な経済的効率を損なう。
- (4) 有効性 (Effectiveness)。特定集団のニーズを認定することによって、公共支出の有効性を保証する。
- (5) 良いガバナンス (Good Governance)。商品やサービスの改善は良いガバナンスの一部をなすし、良いガバナンスは政策形成過程への参加的アプローチを必要とする。

¹⁷ Helena Hofbauer Balmori (2003)

- (6) 説明責任(Accountability)。国際的約束や具体的目標等に政府が対応し手いるかどうかを説明する上での強力な道具になる。
- (7) 透明性(Transparency)。政策や資源配分を設計するときに一貫した形では考えられていない便益の必要とか性別等のデータなど、さらに計画に関する情報を詳細化し、広く利用可能にするなど一連の要因を明示する可能性を持つ。

4.3 その枠組み, 手順, 方法など

ジェンダー予算分析の作業内容に関しては様々な論議がある。ここでは予算分析に入るにあたっての前提をふくめた枠組みに該当する筆者が考える南アフリカ他の5段階アプローチと、より狭く予算分析にあたっての諸手法・手続きを紹介する。ここでは(1)3方向での区分, (2)GBIsが掲げる「7つの道具」, と(3)WGGが掲げる「5つの方法」を紹介しておく。

4.3.1 枠組み-5段階アプローチ¹⁸

これは歳出に関する枠組みであり、書物はこれに続いて歳入についてもふれている。

表2 5段階のアプローチ

	ステップ	内容
1	女性, 男性, 少女, 少年の状況の分析	ジェンダーによる不利を, 人種・エスニシティ・年齢などによる不利とともに明らかにすることを中心にする作業。関係者の問題認識を高める論議のためであるが, ジェンダー区分を持つデータ・情報の不足という制約が大きい。これら情報の充実度を明らかにすることも課題になる。
2	政策のジェンダー対応性の評価	特定の政策が1でみた不平等を拡大, そのままにするのか, 減少させる可能性を明らかにする作業。全体政策と部門政策をジェンダー政策の有無にかかわらず検討することになる。国の全体的発展計画, 国の女性/ジェンダー政策, 計画, 差別撤廃条約報告書, 研究者・団体による政策分析, 開発機関による政策分析などの文書が有効である。
3	予算配分の評価	予算そのものに向けられている。2で確認した政策の実施に対して予算配分が十分かを明らかにする作業。主たる資料は予算書そのもの。
4	支出とサービス提供の監視	投入は, 何が投入されたかを測る(資金や人員) /アウトプットは特定計画・プロジェクトの直接的成果を測る(医療サービスを受給者数や建設された病院数) /結果は, 政策・計画を測る(健康, 教育, 時間使用の増大など)。 英連邦事務局は, 予算声明に使用しうる指標として以下を確認している。 ●ジェンダー平等政策に充てられた総支出額の割合, ●公的部門の雇用者のジェンダー均衡度, ●公共支出から女性優先のニーズに充てられた支出割合, ●全国女性団体向けおよび各省内のジェンダー単位に充てられた支出割合, ●女性優先に向けられる

¹⁸ D.Budlender & G.Hewitt(2003)

		所得移転への支出（例えば、貧困世帯の年少者の養育者への育児補助金）の割合、●農務省や通産省が提供する補助金、訓練、免除といった事業支援におけるジェンダー・バランス、●建設された住居あるいは公共活動の契約をふくめて対象とされた公共的契約におけるジェンダー・バランス、●政府の委員会や他の意思決定機関やフォーラムのメンバーのジェンダー・バランス、●政府の訓練計画におけるジェンダー・バランス。
5	結果の評価	政策あるいは計画における所与の変化は投入と産出に対して、結果よりも速やかに影響する。通常、所与の結果を特定の、あるいは単一の政策あるいは計画に帰することは非常に難しい。しかし、究極的には政策やプロジェクトは結果を基礎に判断されるべきである。

4.3.2 幾つかの分析手段

(1)3 方向での区分

表3 3方向での区分

	3方向	説明
1	ジェンダーにそくした支出—特にジェンダー目標の資金配分の評価	●対象とされている問題をふくむ、リストされた計画・政策の狙いの確認（5段階の第1・2段階） ●計画・政策を実施するために計画された活動の確認（第2段階） ●資源配分の数量化（第3段階） ●産出指標の決定（例えば、便益を受ける女性と男性の数）（第4段階） ●女性、男性、少女、少年の状況の変化を測定するための、影響あるいは結果指標の決定（第5段階） ●予算がジェンダー反応的にいくらであれ、なっているかどうかを評価するための、次年について計画されている変化を注記する
2	公務員に対する機会均等支出	
3	ジェンダー的影響の見地から検討した一般的支出（その他）	

(2)GBIs が掲げる「7つの道具」

表4 7つの道具

道具1 ジェンダーを意識した政策評価	ジェンダー視角からの政策・計画を分析し、それら政策やそれらに配分された資源が既存のジェンダー不平等を減らすか、拡大する可能性のある仕方を認定するために企画される	
道具2 ジェンダー別便益評価	それらによって確認され、表明されている、現実あるいは潜在的便益のニーズに計画あるいはサービスが対応している程度を評価するために実施される。	

道具3 公共支出のジェンダー別便益発生分析	女性, 男性, 少女と男性の間への予算資源の配分を, あるサービスの単位費用を推定すること, およびこのサービスが各グループによって利用される程度を計算することによって, 評価するために使用される。	
道具4 生活時間に対する予算の影響のジェンダー別分析	予算資源, それらを通じて提供されるサービス, および世帯内の異なるメンバーの時間の使用の仕方のつながりをみるために企画される。	
道具5 ジェンダーを意識した中期的経済政策枠組み	政策展開, 計画策定, および予算配分の中期的枠組みへジェンダー視角を, ジェンダーによる変数を区分すること, 国民所得勘定と世帯所得勘定を結びつけること, 経済の動き方に関してのジェンダー・ブラインドな基礎的仮定を強調し, 克服することなどによって, 導入することを企図している。	
道具6 ジェンダーを意識した予算声明	この道具は, ジェンダー平等目的への支出の意味について, 政府機関が作成した報告のことである。	
道具7 区分別租税分析	女性と男性への課税の異なる影響を評価すること, 公共支出のニーズと需要に関連して課されるレベルを評価するために使われる。	直接/個人所得税 間接/消費税 使用料金

(3)WBGによる5つの方法

WBGの活動家がジェンダー分析を予算に取り入れる5つの方法は以下のとおりである。

表5 5つの方向

		掲げられる質問	必要
1	ジェンダーを可視的にする	受け取者は誰か?	性で区分されたデータ
2	歳入と歳出の検討	歳出/歳入が女性と男性の間にどう配分されているか?	性で区分された歳出と歳入
3	ジェンダー的影響の評価	▼次の点へのジェンダー的配分に関して, 短期的および長期的意味は何か? ー資源(貨幣と時間) ー有償労働と無償労働 準備は女性と男性のニーズにとって十分か? ▼政策はジェンダー規範とジェンダー役割分担にどう影響するか?	▼無償のケア経済に関するデータ, 例えば, サテライト勘定 生活時間データの取り入れ ▼ジェンダー差に敏感な経済(例えば, 労働供給)やその他(出産)の行動を取り入れた所得の多元分析モデル ▼ジェンダー隔離, 文化的実践とジェンダー規範, および政策がこれらを支援するか改革するか, に対する敏感性
4	ジェンダー・メイ	▼政策形成, 企画, 実施の際にジェンダ	▼政府諸機関全体にわたる, そして政策

	ンストリーミング	ーがどう考慮されるか？ ▼ジェンダー不平等を縮小するために どんな優先度を与えるか？	過程全体にわたる協力 ▼ジェンダー問題の範囲とジェンダー 不平等のさらに隠された側面を探り出 す能力に関する自覚
5	出発点	▼ジェンダー平等に向けての特定のタ ーゲットにふれているか？	▼ターゲットを設定するときにはジェ ンダー不平等の複雑性を自覚すること 具体的社会現象への政策その他の影響 を位置づける能力

Ruke, 2002:10 を参照

4.4 GBIの限界をめぐって

ジェンダー予算活動の限界をめぐっては検討すべき点が多々ある。ここでは GBI の共通の危険として D.Budlender が指摘している点がそれぞれ適切なので紹介しておこう¹⁹。

第一に、女性あるいはジェンダー目標の歳出のみに焦点をあてることによって、ごく外辺部分に焦点をあててしまう危険がある。99%がジェンダー中立的あるいは悪いときにはジェンダー的偏りをもったまま放置されることになる。

第二に、分析が段階の初期部分にあてられてしまう危険である。女性団体や経験深いジェンダー分析家が第二段階に執着してしまうことは、あまりに複雑な分析を行うことによって、読者が、予算分析に焦点をおくことの付加価値に至る前に興味を失ってしまう危険がある。さらに、第三段階に執着してしまうことも、実際の支出ではなく資金配分の予定を見ることで情報の入手などは容易ではあるが、歳出予定と実際の支出は違う。予算は支出されても、意図した目的に使われるのではなく、誰かの裏ポケットに入ってしまうことがありうる。理想的には配分された資金が使用されたか、誰の手に届いたかの両方を知る必要がある。

第三に、相対的にはそれほど不利な地位にいない集団に誤って焦点をあててしまう危険である。予算が限られている中で、最も予算措置を必要としている者を優先すべきであるとジェンダー活動では語られる。歳出は最も必要とし、その社会貢献が見えないことの多い人々に焦点をおくべきである。しかし、ジェンダーは、不利の唯一の軸ではなく、ジェンダーとともに人種、位置、年齢および階級にそった不利がある。ジェンダー予算分析家が、女性団体が何を行っているか、資金をうまく使っているかを問うことなしに、政府資金の女性団体への配分に焦点をおく場合、また分析家が中流階級の問題に集中してしまう場合である。これは、生理用ナプキンへの課税に注目して、過半数の女性がボロキレや新聞紙を使っていることを知らないままでいたり、女性起業家のニーズに焦点をあてて、女性雇用者や失業者に注意を払わなかったり、女性市民団体のほとんどではなく女性公務員

¹⁹ D.Budlender(2000?)

の利害に焦点をあてる場合である。

第四に、参加にだけ焦点をあてる危険である。政府の高い意思決定の場、議会、公聴会に女性がもっと多数居るべきことを強く主唱することがありうる。しかし、意思決定の場であれ他の場であれ、女性の参加がジェンダー平等への敏感性を保証するものではない。高い地位の女性は必ずしもジェンダーに敏感ではないし、貧困問題で女性の同僚以上に関心を持っているとは限らない。彼女たちは、無償労働の問題に関心を持つ傾向があるかもしれない。参加機会を提供することは、女性が参加すること、彼女たちの声が聞かれることを保証しない。文献や講演には、「ジェンダーに敏感」、「貧困者対応」、および「参加型」の予算の合成が述べられることが多い。これらの見地は同時的に進むことがときどきあるが、自動的にそうなるのではない。各々の見地が別個に追求され、監視されるべきである。

4.5 ジェンダー統計の必要性の再確認

これまで見てきたジェンダー予算の分析過程において政策や予算執行によるジェンダー別の影響を把握・評価する上で、これらを示す情報・データは不可欠である。この中でとりわけ中心になるのは、ジェンダー統計である。D.Budlender & G.Hewitt(2003)自体が、*Engendering Statistics*²⁰を模した作りであるが、特に5段階作業に関する叙述部分で、ジェンダー統計の必要性と所在が論じられている。

「分析的政策用具の開発、影響の評価、そして政策の監視のひとつの大きな障害は、適切なデータの欠如である。この問題はジェンダー区分のあるデータの領域で特に深刻である。このようにして、一般の、そして特にジェンダー区分のあるデータの、より優れた収集が必要である」というのが UNDP 論文の言い方である。ジェンダー統計を「ジェンダー問題に関わる統計」という伊藤の理解からは、(i)多くの場合にジェンダー区分の必要に帰結されると思われるが、(ii)区分にいらなくても、マクロ的予算項目のジェンダー関係への影響を数量的・統計的に検討することもまた、ジェンダー予算作業の一角である。これはこれまでジェンダー統計論とジェンダー統計分析が各国について行ってきたことであり、予算分析との関連で言えば、財政統計（予算統計）と関連付けたジェンダー統計分析である。

5. ジェンダー予算活動・論議の日本での適用に関わって

5.1 日本における実践と論議の不足

(1) 日本政府その他でのジェンダー予算的扱い取り上げの不足

政府における取り上げの不足 日本がその有力な加盟国である OECD は国際的なジェンダー主流化を進めることに同意し、ジェンダー予算を採用することを加盟国に勧めている

²⁰ Hedman,B & others(1996)

のであるが、日本政府の動向はどうであろうか。

日本政府におけるこの扱いはごくごくわずかなものであるといわざるを得ない。

まず第一に注目すべきは、日本政府の予算に関してである。これについては男女共同参画局が「男女共同参画推進関係予算額の概要（男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項）」として、関係予算額を示しているにとどまる²¹。そして男女共同参画会議の下にある専門調査会のひとつである影響度調査会が作業を進めている。これについては次項で独自にとりあげてみる。

第二に、JICA が開発途上国援助（ODA）の評価に関わって、ジェンダー予算を適用する動きがある。

第三に、地方政府レベルではどうであろうか。今日、地方自治体の男女共同参画は、都道府県と政令都市更にその下位地方において、男女共同参画条例が策定され、これにそって5年から10年間の男女共同参画計画が定められ数値目標もかなり掲げられている。そして、年次的にこの計画事項に対応する予算が定められ、その実施と実績が示され、ときには評価が行われている。多くの自治体では、共同参画計画に対応した年次報告書が作成され、予算費目ごとの予算を示しているケースが多い。このことは、男女共同参画をすすめる手段の多くは予算措置と深く関連するので、当然のことといえる。これらを見ると、ジェンダー予算論議の第一段階に立ち入っているともいえる。

第四に、民間の活動をみるなら、市川房枝記念会と日本婦人有権者同盟が省庁の担当者から関連予算の説明を受けて質疑する「聞く会」（2004年で第41回）を長く続けており、『女性展望』の毎年4月号が「女性関係予算案」と若干の府省の担当者による簡単な説明を掲載している。また同じく男女共同参画関係予算のまとめの表を参画局が示す形をとっている²²。これもしかしてジェンダー予算作業の入り口程度のものでいえるだろう。このように日本ではジェンダー予算運動は意識的な取り組みに入る以前の状態といえるだろう。

ジェンダー予算論議の不足 これまでの論議の紹介で折々ふれてきたように、2000年代に入ってから、村松安子氏をとJICAを中心にして一定の論議があり、日本評価学会やアジア女性資料センターの雑誌が特集をするなどごく最近になって論議の拡大がみられる程度である。しかしこれらの論議は国際的なジェンダー予算運動や論議のごく一端の紹介にとどまり、さらに日本政府あるいは地方の予算に具体的な適用をはかるところまでは進んでいない。ここでも大きな遅れがあるといえよう。とはいえ、次項以下でふれるように、その本格的な検討につながる幾つかの動きがある。

5.2 ジェンダー予算論の前提的および関連する論議

5.2.1 男女共同参画会議専門調査会の影響調査²³

²¹ 例えば、男女共同参画局(2006)『男女共同参画白書 2006』pp.168-169

²² 市川房江記念会『女性展望』4月号

²³ ①内閣府男女共同参画会議影響調査事例研究ワーキングチーム（2003）、②内閣府男女共同

男女共同参画社会基本法を基礎にして 2000 年男女共同参加計画での「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について調査(以下、「男女共同参画影響調査」という。)について効果的な手段を確立し、的確な調査を実施する」という目標に沿って、男女共同参画会議の専門調査会が研究を開始し、順次作業を進め、「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」と「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」に関して実際の分析と改革方法について調査報告を出している。

この作業では作業の方法に関して、影響調査の法的根拠、対象施策が論じられ、影響調査の具体化をめざして以下に示すように幾つかの立ち入った提起がある。

- (1)対象施策を、①政府の重点施策、②性別による偏りが大きいと予想される施策、③資源投入量が多い施策、に区分する。
- (2)施策の企画・立案からその実施の全過程にわたって調査を行う必要があるが、限られた資源その他の制約から実施時期をしぼると、①と③に関しては、施策の企画・立案段階における実施前(事前)調査、②に関しては、事前調査と「ある程度時間を経た後の時期(事後)」になる。
- (3)影響調査の手法として調査と分析・評価を区分した上で、調査に関して、調査項目 1 は「女性と男性のそれぞれの役割や状況、女性と男性が実際に必要として事項等を調査・把握する」ものであるが、ここでは男女の状況や問題の原因を示す性別情報の収集、データ整備における関係部局との連携、定量的情報収集の工夫、そしてヒアリングをふくめて定性的情報の収集、が論じられた。調査項目 2 は「女性と男性に対する施策の効果(アウトカム)及び波及効果(副次的効果)あるいは意図しない効果を検討する」ものであるが、ここでは、具体例として、実際の必要(ニーズ)に応じて、事業所内託児所の助成(インプット)で、施設の整備や施設の利用(アウトプット)があり、育児のために退職する女性数の減少(アウトカム)が見られることが期待される関係が語られ、意図しない効果の例としては、配偶者税控除が女性の育児などの後の就業選択でパートタイム就業を促す、場合が論じられた。
- (4)分析・評価は「施策によって男女が享受できる便益に格差がある場合、男女が等しく享受できるように施策の改善されるべき点を明らかにする」ものである。分析は男女間の格差は何か、何故格差が生じているか、現行施策は現実のニーズにどう対応しているか、関連施策として何かあるか、等を把握するものであり、評価は、現存格差の拡大を抑制し縮小するための対応策、施策の選択肢を検討する。
- (5)調査項目 1 と 2 に対応して手法を次のように示し、「健康ちば 21」や阪神淡路震災や配偶者の税控除を例として説明した。以下の整理は雑賀(2004)から引用した。

参画会議影響調査専門調査会(2002),③内閣府男女共同参画会議影響調査専門調査会(2004),
④雑賀葉子(2004)など。

表 6 調査項目と手法

調査手法 1

調査項目 1 に該当	①検討対象とする施策に関する指標を男女別に収集し、女性と男性を比較する。
分析・評価に 該当	②データから女性と男性について男女共同参画の視点から明確な違いが存在するか否かを検討する。
	③女性と男性に対応した施策に見直す。

調査手法 2

調査項目 2 に該当	①検討対象とする制度・慣行がどのような選択肢に関わっているかを明らかにする。
	②-1 どの選択肢が実際に選択されているかを調査する。
	②-2 意識調査や選好度調査等を通じて、各選択肢への国民の選好度を把握し、前記の実際の選択との乖離を見る。
分析・評価に 該当	③-1 選択肢が選ばれた理由等は何かを明らかにする。
	③-2 各選択肢が所得等でどのような違いをもたらすかを適切な指標等で明らかにする。
	④ 自由な選択を可能とする上で改善が必要と認められる時には中立性確保のために制度・慣行を見直す。

以上のような影響調査の研究は、男女共同参画会議において行われており、検討の対象や範囲において男女共同参画社会基本法や計画にそって進めるべき方向や手法の提起である。これは法や計画にそったものである点で政府サイドでの実施・推進可能性を持つが、他方で、法や計画にこだわらずに多面的に検討したものではないという点に留意すべきである。

ジェンダー予算論との関係でみれば、第一に、ジェンダー予算の手続きの出発点で語られる「政策のジェンダーへの影響」を方法論とともに雇用と税制を中心に具体的に検討していること、第二に、税制・社会保障に関して、すなわち、ライフスタイルの選択に関する中立性に関してジェンダー的影響が大きな予算の歳入面と歳出面に関わって検討している。この第二点は、ジェンダー予算論の日本での展開になっている。とはいえ第三に、この検討は、女性の雇用等に関わる限りの一とはいえ、日本のジェンダー不平等の重要な一角をついた一予算部分を取りだして検討したものである。ジェンダー予算論は予算のより広い視角からの検討を求めている。そして貧困等との関わりにも及ぶはずのものである。その意味でこの影響調査は大きな足がかりを提供しているが、日本でのジェンダー予算論の展開にはなお多くの検討すべき点がある。

なお、この影響調査を参画局の事務サイドから整理された雑賀氏は、影響調査を各省で行うような研修などの支援が参画局を中心に行われなかったこともあって、十分に理解さ

れ、広く活用されるまでには至らなかったとしている。その上で、課題としてこれらの理解・活用に向けて、影響調査は不要あるいは実施不可能であるという各府省における認識に対して、行政的にまた論理的に説明する必要と、基本計画における影響調査の位置づけを明確にする必要、とを掲げている。

5.2.2 政策開発援助のジェンダー視角からの評価²⁴

JICA における ODA のジェンダー視角からの政策評価は、対象が開発援助事業に関してのものであるが、JICA は日本の政府関連機関の中では、実際の政策のジェンダー評価に努力し、諸手法を提起している点で筆頭に位置する機関といつてよい。

JICA は、ODA そのものに関して、1992 年の「政府開発援助 (ODA) 大綱」、1995 年の北京女性会議における政府首席代表の演説、1999 年の「政府開発援助に関する中期政策」、2003 年 8 月の「ODA 新大綱」とその中の「基本方針」、他方での男女共同参画基本法や計画等に基づいて、そこうたわれているジェンダーの公平性の確保、ジェンダーや共同参画社会を配慮する視角を JICA の事業評価に取り入れてきた。

独立法人化のあと 2003 年 10 月からの中期目標と計画で、「女性の地位向上に一層取り組む」、「職員その他の関係者が開発援助における男女共同参画推進の重要性について理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する」をうたい、2004 年 3 月には JICA 各部署の職員から構成される企画調整部に「ジェンダー平等推進チーム」を、課題部に「ガバナンス・ジェンダーチーム」を設置した。これが核になりジェンダー主流化を進める一貫した総合的体制の確立への緒に就いたという²⁵。

これらの経過を論じられた田中由美子氏はジェンダー評価のための基礎情報一覧表を用意されてその一部に次ページの表の内容を示し、さらに「新 ODA 大綱(2003)におけるジェンダー公平性による評価基準案」を示しておられる。この論で田中氏は、これまで開発援助においてジェンダー主流化がしっかりと組み込まれない理由として「我が国及び途上国政府の意思決定過程の双方に内在するジェンダー平等への認識の低さ、および途上国の女性の政治力の欠如により、ジェンダー課題が意思決定の場に到達できないからである」という。更に ODA 政策は、日本国民に対して事業の透明性・効率性等で説明され評価されるものであるが、何よりもその政策が実施される途上国の市民・男女住民に対して説明責任を持つという二重構造を有しているとして、「ODA の最終受益者の必要性（途上国の住民男女のニーズに合致しているか）、公平性（途上国住民男女の参加の機会や ODA 資源の公平な分配など）、効率性（より少ない ODA 予算や途上国自身の資源を活用しより多くの効果がえられるか）、有効性（途上国の開発目的に合致しているか）などの評価観点が必要である」と述べる。

²⁴ ①田中由美子 (2001)、②田中由美子 (2004)、③本間まり子(2004)

²⁵ JICA のウェブサイトには「ジェンダー主流化/WID」(www.jica.go.jp/infosite/issues/gender/)がある。さらに、独立行政法人国際協力機構 (2005)

表7 ジェンダー評価のための基礎情報

	ジェンダー評価の視点
(1)ジェンダー主流化の意図表明	<u>意図表明の周知・公表の責任</u> ：途上国政府や市民男女及び我が国の納税者や市民男女、NGO等に意図や目標、期待される成果の周知・公表はどのようにされたのか、緊密・迅速に周知・広報されたか、どの程度伝わったか等。
(2)ジェンダー課題の明確化、そのための影響評価	<u>議題（目標・方針・重点課題など）選定の妥当性</u> ：どのような性別データ分析に基づき基本方針や重要課題の選定が行われたのか、議題選定のプロセス、途上国のジェンダー方針や国際条約との整合性など。
(3)選択肢の検討	ジェンダー平等課題と他の課題（貧困、環境、経済開発、健康など）との関係性や相乗効果の検討が整合性など。
(4)ジェンダー平等の目標化	ジェンダー平等推進が高位の目標として明確化されているか。
(5)プロセス	<u>指標選定</u> ：目標達成のための数量的・定性的指標、指標達成の期限の設定など。 <u>手段の明確化</u> ：実施体制、予算、人員など。 <u>成果・アウトカム</u> ：意図された成果は得られたか、受益者・受益国の男女のニーズにあっていたか及び満足度はどのように計測するのか等）、波及効果（負のインパクトに対する責任はどこにどのように帰結するのか）等。
(6)ジェンダー平等視点に立った監視	どのようなタイミングで、どのような監視手続きやシステムを経て評価され、その結果に基づき修正・廃止されるのか、内容に対する異議申し立てや苦情処理システムはどのようなものか等。
(7)評価とフィードバック	波及効果（副次的効果あるいは意図しなかった効果）はどうだったかという影響評価はあったのか。ODA施策や事業に体系的にその結果を反映してきたのか等。
(8)途上国及び我が国の市民参加、ネットワーク	<u>策定・結果責任の公表プロセスの妥当性</u> ：どのような協議や意思決定過程を経たのか、策定プロセスにおいて開発途上国の政府や市民男女及び我が国の市民男女やNGOの意見やニーズをどのように反映したのか、女性が男性と同様に参加し、意見を表明したか等。

JICAのこういった努力は、世界銀行、アジア開発銀行やスウェーデン国際開発庁(Sida)などジェンダー主流化を自らの政策に取り入れている国際機関での論議を念頭に入れながらのものであり、また前項でみた男女共同参画会議専門調査会の作業をふまえていると考えられる。JICAはこれら基準を具体的事業に実際に適用することに乗り出している。

JICAのこの活動もまた政府機関の一環としてODA方針等に拘束されての政策評価基準や手続きである。

5.2.3 政策のジェンダー視角からのより広い評価²⁶

必ずしも法や規則にしばられずに、より広い見地から政策評価する論議もある。大沢真理氏は、2001年に社会政策のジェンダー視角からの評価に関して論じ、政策主体の制度的構造に注意を払うべきこと、社会に存在するジェンダー格差について、格差の帰結（たとえば女性労働者の保育ニーズや母子世帯の貧困など）が問題になる場合とジェンダー格差そのもの（たとえば家事労働の女性への集中、雇用機会の不均等等）が問題にある場合とについて、前者を「实际的ジェンダー課題」、後者を「戦略的ジェンダー課題」と名づけて区分し、インプットと正副（目標とした、目標外の）アウトプットという概念を用い、政策の「効率性」と「有効性」（達成された状態の持続可能性は、ターゲット・グループのエンパワーメントの度合いによるところが大きいだろう）を主な評価概念として、その結びでポイントを以下のように列挙している。「①他の政策課題との比較での当該課題の緊急性・重要性（最広義の効率性）、②埋め込まれているジェンダー課題を含めて、政策課題を的確に認知しているか、③課題に照らして政策目標は適切か、④政策目標にてらして選択された政策手段は適切か、⑤政策インプットは必要十分か、⑥ターゲット・グループ外またはターゲット状態以上にインプットが漏出する度合い（狭義の効率性）、⑦-a 目標にてらしてマイナスの副アウトプットによるアウトプットの減殺（やや広義の効率性）、⑦-b 埋め込まれていたジェンダー課題に当該アウトプットがおよぼす影響、⑧目標にてらしてマイナスの世帯内再分配による成果の減殺（やや広義の効率性）、⑨-a 目標が最終成果において達成された度合い（有効性）、⑨-b 埋め込まれていたジェンダー課題に当該最終結果がおよぼす影響、そして⑩成果の持続可能性（中長期の有効性）、である。」

5.3 日本の中央政府予算と地方政府予算におけるジェンダー予算論議の適用の可能性

5.3.1 中央政府予算における適用可能性 日本の政府予算の仕組みは、非常に複雑である。一般会計予算と特別会計予算、政府関係機関予算さらに財政投融资があり、中央政府予算から地方への移転支出がある。

この編成過程では、府省庁別ごとの予算請求を基にして財務省主計局が予算案の作成を担い、この過程で各省の事務レベルと主計局担当者との協議そして大臣の折衝を経て政府予算案ができあがる。これを国会の予算委員会が論議し、最終的に本会議で承認される。さらにまたこの間、公聴会も開かれ、野党が対案を提起する形—ひとまずは、形式的には民主主義—をとっている。しかし、現実には「予算立案という事務過程は、与党との密接な連携をとって進められる。すでに各省庁が概算要求を提出する時点から、与党の政調会とのすり合わせが行われている。復活折衝でも、政調会の部会ごとに復活要求する重要事項を決め、各項目ごとに優先順位をランクづけて、財務省に送付している。さらに、大臣

²⁶ 大沢真理（2001）p.9

折衝でも決着をみない問題は、与党の幹部が顔を揃える党折衝で決定されている。こうした多元的利害の「依頼人」からの利害調整は、日本では予算審議前の「密室」で、すでに織込み済みとなってしまう²⁷という状況にある。財務省を中心とする予算編成過程、さらに予算執行、決算過程の「ジェンダー化」²⁸をもふくめて、まずは、制度・組織・過程におけるジェンダー予算化の担い手と、これを促す運動をどう構想しうるか、の問題がある。

そこで、先にもふれた男女共同参画白書の「男女共同参画推進関係予算額の概要」（男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項）をみてみよう。例えば、平成17年度版白書に掲載されている17年度の予算額は、一般会計で3,045,785,378(千円)、すなわち、3兆4758億円、特別会計が7,558,419,586(千円)、財政投融资が249,900(千円)である。17年度の予算額は、男女共同参画基本計画(第一次)の大・中項目別に区分して示されている。これに対して平成16年度予算は、一般会計が2,776,706,691(千円)、特別会計が7,144,217,096(千円)、財政投融资が162,000(千円)である。したがって、平成17年度は、三つの会計でそれぞれ前年度より増額があったといえるが、これは評価さあれるべきなのか。年次推移での減少という事態も生じるだろう。2005年12月の男女共同参画基本計画の改訂によって取り上げられる中・小項目に変化があり、予算金額も異なってくるだろう。本格的には項目別の影響分析や評価が必要となろうが、総額であれ項目の金額であれ、「男女共同参画推進関係」とは何か、が問われる。筆者による問い合わせによると、これは、各府省庁が男女共同参画基本計画に対応すると判断した金額を、事後的に参画局が合計したものであり、各府省庁は、自らの予算書において男女共同参画関係の金額として示していないという。

男女共同参画関係予算には児童や高齢者関係が計上されている。これはジェンダー関係予算なのか。男女共同参画の範囲が問われる。そして、重要項目の年次比較は別として、総額の増減や項目ごとの府省あるいは全予算に占める割合自体の意味も問題になる。この男女共同参画関係予算の内容と金額が第三者的に吟味されること、これに向けての資料の使いやすい提供が望まれる。

そこで、同じく先にふれた市川房江記念会・日本婦人有権者同盟の「女性関係予算」ヒアリングをみると、男女共同参画白書と同じ内容を各府省の担当者から説明を受けているということである。ここでも上に指摘した点が検討されるべきことになろう。

国家予算に関しては、予算過程への参加・関与をふくめて、重要計画・政策に対する予算付与の適切性といった個別項目の研究・検討からはじめるのがより容易なのかもしれない。

5.3.2 地方予算への適用可能性 中央政府の複雑な予算の構成や予算編成過程に比較すると、地方自治体予算の構成と編成過程はより簡潔である。そして地方自治体の活動はすべて住民の生活空間そのものと重なり、直接的であり、またかなりのところ可視的である。そしてすでにふれたように、今日、都道府県ではほぼすべてにおいて男女共同参画予算が

²⁷ 神野直彦(2002) p.130

²⁸ Gita Sen(1999),(2000)

詳細項目にまでわたって公開されている。その多くは、地方の男女共同参画計画期間の年次報告書の中に、計画目標との対比その他をふくめて示されている。自治体予算の構造自体が国家予算ほど複雑ではなく、検討はより容易である。実際に、これまで住民運動からの予算検討・要求運動－自治体予算分析活動－がとりくまれてもきた²⁹。

ここに、本稿でも紹介した国際的なジェンダー予算活動で開発された概念・手法を持ち込むことで、影響調査や評価をふくむより立ち入った検討が可能であろう。

最後に、国際的なジェンダー予算論議の中ではこの運動に着手している国としては言及されていないが、すでに 5.2 他でふれたような一定の取り組みがある日本において、国際的ジェンダー予算の運動と論議はどう受け止められるべきか。

まず、ジェンダー予算運動は、英連邦のオーストラリア等での 80 年代からの取り組みはあるが、国際的論議としてはごく最近のものである。そして日本でも体系的な論議あるいは草の根と連携しての運動としては、なお十分とはいえない。この状況下では、各国の特殊性をもったジェンダー予算の運動経験や論議は、日本でも十分に参考になると一般的に言ってよい。他方で、もちろん日本の経験からの国際的発信がめざされてよい。

ジェンダー予算運動は、マクロ経済政策（およびその基礎になっているマクロ経済学）へのジェンダー視角から批判的検討と連携している点では、検討がはじまって間もないし、容易ではないのだが、重要な突破口のひとつとして注目される。

この検討の過程で Debbie Budlender が「ジェンダー・センシティブ＝親貧困者 (pro-poor) か」で、ジェンダー予算イニシアチブが自動的に貧困者のニーズを取り上げるという前提は正しくない」と指摘している点、ジェンダー予算運動が、人々中心 (people-centered) 予算【内容的には貧困者とジェンダーに重きをおく】への展開を一部にふくむ点が整理される必要がある。これは日本での専業主婦あるいはパート女性に関する扶養控除廃止に向けての論議の一部に重なり、更に言うなら「階級・階層とジェンダー」の理論にも関わる。これに対しては訳出した第 3 論文が幾つかの材料を提供している。

以上の 5.3－日本への適用－では、ごく限られた点への言及にとどまった。機会を改めて論議を継続したい。

²⁹ ①自治体研究社が古くから取り組み、自治体研究社（1967）、②最近では大和田一紘（2005）、③その他多くの地方自治体財政の解説書・分析方法書がでている。

引用文献

- アジア女性資料センター(2005)「特集 財政にジェンダー公正の視点を—ジェンダー予算分析の朝鮮」『女性たちの21世紀—WEMEN'S ASIA21』No.44(11月), アジア女性資料センター
- 伊藤陽一(2004)「ジェンダー統計研究・ジェンダー統計動向—女性予算 (Women's Budget) 『ジェンダー統計研究部会ニュース』(経済統計学会) No.1 (2004.4.14)・
- 大沢真理 (2001)「社会・ジェンダー視点に立った政策評価—社会政策の比較ジェンダー分析の立場から」『日本評価研究』第1巻第2号, pp.1-11
- 大和田一紘(2005)『これならできる市町村財政分析』自治体研究社
- 雑賀葉子 (2004)「男女共同参画影響調査手法に関する事例研究」『日本評価研究』第4巻第1号, pp.31-41
- 自治体問題研究社編 (1967)『予算分析の手引き 住民からみる自治体予算』
- 神野直彦 (2002)『財政学』有斐閣
- 総理府男女共同参画室男女参画影響調査研究会(2000)『男女共同参画影響調査研究会報告書—男女共同の視点に立った政策過程の再構築—』
- 田中由美子(2001)「社会・ジェンダー視点に立った政府開発援助(ODA)評価:社会・ジェンダー評価分科会に向けた検討課題提起」『日本評価研究』第1巻第1号, pp.39-49
- (2004)「国際協力におけるジェンダー主流化とジェンダー政策評価」『日本評価研究』第4巻第1号, pp.1-12
- 独立行政法人国際協力機構 (2005)「特集 ジェンダー平等の視点—第4回世界女性会議から10年」*JICA-FRONTIER* (現Monthly Jica) 4月号,no.69
- 内閣府男女共同参画局(2005)『男女共同参画白書』
- 内閣府男女共同参画会議影響調査事例研究ワーキングチーム (2003)『影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告書—男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施のための調査手法の試み—』
- 内閣府男女共同参画会議影響調査専門調査会 (2002)『「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告』
- 内閣府男女共同参画会議影響調査専門調査会 (2004)『「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告』
- 本間まり子 (2002)「ジェンダー視点に立った JICA プロジェクトの評価—東アフリカの事例から」『日本評価研究』第2巻第1号, pp.39-53
- 三菱総合研究所(2002)『パートタイム賃金格差縮小の労働需要および労働費用への影響分析—賃金格差縮小は企業コスト負担増なしに雇用者の増加をもたらす』(www.mri.co.jp/)
- 村松安子①(2002)「ジェンダーに敏感な予算」『アジア女性研究』11, 117-120,
- (2004)「政策評価手法としてのジェンダー予算」『日本評価研究』(日本評価学会) 4(1), 4-15,
- (2004)「ジェンダー予算の勧め」『女性展望』(市川房枝財団) 4月号,
- (2005)『「ジェンダーと開発」論の形成と展開—経済学のジェンダー化への試み』未来社
- 日本評価学会(2004)『日本評価研究』Vol.4, No 1が「ジェンダーの主流化とインパクト評価」を特集している。ここには, ジェンダー予算に関して村松安子氏の論文(上掲, 2の②)と Women's Budget Group からの寄稿がある。
- Isabella Bakker(2006) “Gender Budget Initiatives Why They Matter in Canada”
- Helena Hofbauer Balmori (2003) Gender and Budgets-Overview Report, Bridge Alternative Federal Budget 2006 Technical Paper 1

- Debbie Budlender(2000?)“Review of gender budget initiative”, ウェブサイト掲載,
年次明記されておらず。
- Debbie Budlender & Rhonda Sharp with Kerri Allen(1998), *How to do a gender-sensitive budget analysis : Contemporary research and practice* AAID & Commonwealth Secretariat,
- D. Budlender, D.Elson, G Hewitt & T.Mukhopadhyay(2002)*Gender Budgets Make Cents*, Australian Agency for International Development , Canberra and the Commonwealth Secretariat,
- Debbie Budlender & Guy Hewitt(2002)*Gender Budgets Make More Cents-country studies and good practice*, Commonwealth Secretariat
- Debbie Budlender & Guy Hewitt(2003) *Engendering Budget :Practioner's Guide to Understanding and Implementing Gender –responsive Budgets*, Commonwealth Secretariat
- Nilufer Cagutai & others(2002) Budget as if people mattered :Democratizing Macroeconomic Policies, *SEPED Conference PaperSeries #4*, UNDP
- Celia Flor & Andrea Lizares-Si(2002) “The Phillipines:Getting smart with local budgets” in Budlender & Guy Hewitt(2002)
- Hedman, B & others(1996) Engendering Statistics:A Tool for Change, 邦訳伊藤他訳(1998) 『女性と男性の統計論－変革の用具としてのジェンダー統計』 梓書房
- Donna St. Hill (2002) ” The United Kingdom: A focus on taxes and benefits” in Budlender & Guy Hewitt(2002)
- OECD (2004) *Gender Co-ordination at the OECD –Second Year Report, April 2003 –March 2004*
- Hazel Reeves & Heike Wach (1999)“Women’s and gender budgets: an annotated resource list” : BRIDGE –development-gender Bibliography No. 9
- Gita Sen(1999) A Quick Guide to . . . Gender Mainstreaming in Finance, Commonwealth Secretariat
- Gita Sen(2000) “Gender Mainstreaming in Finance Ministry” *World Development* Vol 26.No.7
- Yoon Jung Sook(2002) “Korea:Raising questions about women-related policies” in Budlender & Guy Hewitt(2002)

附録 「女性予算 (Women's Budeget)・ジェンダー予算 (Gender-Budeget) をめぐって—ジェンダー統計研究・ジェンダー統計動向—①」

伊藤陽一 (法政大学経済学部)

【『ジェンダー統計研究部会 (経済統計学会) ニュースレターNo.1』 2004.4.14 掲載】

創刊にあたって、この部会ニュースが、ジェンダー統計を中心として、ジェンダー研究へも広がりを持つ情報を提供して部会員に資することを願い、数あるトピックスの中から、日本ではこのタイトルで論議されることが少なかったと思われるジェンダー予算について、筆者の把握にひきつけて研究・運動動向を紹介し、いくつかコメントしたい。

1. 女性予算・ジェンダー予算とは？ 筆者なりにまとめれば、「国と地方の各レベルの政府の予算 (収入と支出) の在り方と項目別金額が、女性、あるいは女性と男性の両方に (これまで) どう影響を与えてきたか、(現在) 与えているか、(今後) 与えるかを検討しながら、予算を男女平等に向けての重要な手段として利用しようとする論議・研究であり、運動」である。

男女平等に向けての大部分の施策 (貧困女性救済、就学での男女平等、女性起業・起業支援、両立支援・・・) は予算措置をもって推進されてきた。ジェンダー不平等の現状把握にはじまって原因機構を分析し、解決策をたて、これを実施する過程は予算とかかわることが多かった。したがって、ジェンダー予算の一部は、早くから各国でとりくまれていたといえる。

しかし、改めて「女性予算」あるいは「ジェンダー予算」(その他の呼称も多々ある) といわれるのは、(i)男女平等政策の立案・実施の過程で予算が重要な手段であることが改めて認識され、(ii)長くジェンダー中立的と考えられてきたマクロ経済政策がジェンダー・バイアスを持つことが指摘され、マクロ経済政策の重要な道具である予算もまた、ジェンダー・バイアスを再生産し、拡げる内容を持っていることが指摘されて、予算過程の改革がめざされたこと、(iii)特に 1990年代からうたわれているジェンダー視角の主流化 (メインストリーミング) という考え方が重視されて、財政・予算論議と予算の実際過程に、ジェンダー視角を導入することが意識的に追求され、予算の全分野、過去と現在をジェンダー視角から検討し、ジェンダー平等をめざして活用することがめざされこと、等によると思われる。

2. 経過と内容 (1)経過 女性予算やジェンダー予算その他類似の多様な名称を持つこの予算運動は、経過的には、1984年にオーストリア、カナダに1993年、南アフリカ連邦で1994年、英連邦事務局 (Commonwealth Secretariat) のプログラムが1995年に開始された。英連邦40カ国のうち20カ国が取り組み、世界的に50カ国において実施されているといわれている。経過の中では、出発となったオーストラリアにおいて、一部の地方を残してこの運動が消滅した点には留意を要する。しかしこの運動の影響は大きく、多様な発展があり、カナダの対案的連邦予算 (Alternative Federal Budget)、UNDPでの人々中心の予算 (People-centered Budget) 論議 (貧困削減とジェンダー、さらに持続可能な環境の見地を含む) に及んでいる。

(2)その内容・担い手など この運動は、①内容的には、(i)予算内容が女性と男性、少女と少年に与える影響の分析、(ii)修正提案あるいは批判的声明、(iii)予算の立案・予算作成 (への参加)、

のいずれか、あるいはこれらの多く、を行っている。

②その検討が及んでいる範囲は、(i)支出（特定項目、全般）、(ii)収入、(iii)支出と収入の両方、である。具体的項目では、いわゆる両立支援的といった項目から、貨幣政策や国際貿易などのいわゆるマクロ経済的項目をも射程にしている。しかし、これらの全項目に及ぶ検討ははまだ弱く、イギリスのケース以外は支出の検討に重点がおかれているといわれる。

③運動の担い手は、政府予算作成当局との関係で、(a)政府外部、(b)政府内部（予算当局と男女平等機構や計画機関との多様な関係の下で）、(c)政府内部と政府外部の連携、であり、国際機関の支援が加わる。予算の検討は、一定の専門性を必要とする。運動の側での専門家の獲得・育成と、一方で専門家とより多くの草の根（非専門家）の参加・連携が重視されている。

④これに対応して、この運動では多くの場合に、(i)予算作成過程への住民の参加が重視され、(ii)これとの対応で政府予算の透明性（予算内容や形成過程論議の情報公開）や説明責任、公衆に対する分かり易い説明、【(i)、(ii)をあわせて、予算作成過程の民主化】が要請され、追求されている。(iii)政権自体による場合、あるいは政権と連携している場合に初めて、検討のための詳細情報の獲得と予算形成過程への有効な関与が可能になる。(iv)この運動の多くが、政権の交替（オーストラリアや UK の労働党の選挙公約→政権掌握、1994 年の南アフリカ連邦での民主的政権の登場など）あるいは、政府自体の北京行動綱領等への積極的コミットメント、等によって開始されている。

3. ジェンダー統計との関係 「分析的政策用具の開発、影響の評価、そして政策の監視のひとつの大きな障害は、適切なデータの欠如である。この問題はジェンダー区分のあるデータの領域で特に深刻である。このようにして、一般の、そして特にジェンダー区分のあるデータの、より優れた収集が必要である」というのが UNDP 論文の言い方である。ジェンダー統計を「ジェンダー問題に関わる統計」という伊藤の理解からは、(i)多くの場合にジェンダー区分の必要に帰結されると思われるが、(ii)区分にいたらなくても、マクロ的予算項目のジェンダー関係への影響を数量的・統計的に検討することもまた、いわば財政統計（予算統計）のジェンダー視角からの検討として、ジェンダー統計論議の一角に位置する、ことになる。

4. 日本について考える 日本の中央政府に例をとるなら、財務省主計局が予算作成を担い、国会の予算委員会が論議し、公聴会も開かれ、野党が対案を提起する形一ひとまずは、形式的には民主主義一をとっており、主として地方自治体において、市民サイドからの予算検討・要求運動一自治体予算分析活動一がとりくまれている。政府予算ではないが、私立大学予算分析活動その他の労働者あるいは市民サイドからの各種予算の検討運動もある。あらゆる場面において、予算が政策・計画の具体的実施・非実施の要（かなめ）だからである。ジェンダーに関しては、市川房枝記念会と日本婦人有権者同盟が省庁の担当者から関連予算の説明を受けて質疑する「聞く会」（2004 年で第 41 回）が長く続けられており、まとめの表を参画局が示す形をとっている。政策の影響に関しては、男女共同参画会議の専門会議が、すでに「影響調査」に取り組んでおり、報告書も出されている。ここでの検討結果もあって、いわゆる「専業主婦」への税控除が再検討・廃止の方向に向かっている。これは歳入の重要項目に焦点をあてたジェンダー予算活動の日本版

と位置づけることができる。地方レベルでは、予算当局をふくめてジェンダー運動からの予算の特定項目の検討論議は行われているはずである。国際的なジェンダー予算論議の中では言及されては居ないがすでに一定の取り組みがある日本において、国際的ジェンダー予算の運動と論議はどう受け止められるべきか。

第一に、ジェンダー予算運動は、英連邦のオーストラリア等での 80 年代からの取り組みはあるが、国際的論議としてはごく最近のものである。そして日本でも体系的な論議あるいは草の根と連携しての運動としては、なお十分とはいえないといえるかと思う。この状況下では、各国の特殊性をもったジェンダー予算の運動経験や論議は、ジェンダー・メインストリーミングに向けて日本でも十分に参考になると、まず一般的に言ってよい。他方で、日本の経験からの国際的発信がありえてよい。注目すべき三点だけを指摘すると、第二に、この動きは、マクロ経済政策（およびその基礎になっているマクロ経済学）へのジェンダー視角から批判的検討と連携している点では、検討が開始されて間もないのだが成果が注目される。第三に、この運動の初期からの一貫したリーダーの 1 人である Debbie Budlender が「ジェンダー・センシティブ＝貧困者向け（pro-poor）か」で、ジェンダー予算イニシャチブが自動的に貧困者のニーズを取り上げるという前提は正しくない」と指摘している点、ジェンダー予算運動が、人々中心(people-centered)予算【内容的には貧困者とジェンダーに重きをおく】への展開を一部にふくむ点がある。これは日本での専業主婦の税控除廃止に向けての論議の一部に重なり、更に言うなら「階級・階層とジェンダー」の理論にも関わる。第四に、予算形成は、関係者のニーズのぶつかり合いの調整過程でもあり優先度の選択をどうするか焦点である。各国はこれにどう対処してきているかが注目される、等々である。

5. 文献・website—ジェンダー予算運動の諸バージョンの紹介—

①最新文献：Debbie Budlender and Guy Hewitt(2003) :Engendering Budget: Practioner's Guide-----, Commonwealth Secretariat, ②各国事例：D Budlender, D.Elson, G Hewitt& T.Mukhopadhyay(2002)*Gender Budgets Make Cents*, Australian Agency for International Development, Canberra and the Commonwealth Secretariat, ③D. Budlender &G. Hewitt (2002) *Gender Budgets Make More Cents*, Gender Affairs Department, Commonwealth Secretariat, ④ Nilufer Cagatay & others(2002)Budget as if people mattered : Democratizing Macroeconomic Policies, *SEPED Conference PaperSeries #4*, UNDP, ⑤UNDP の Poverty Page の poverty related resources に簡単なリンクがある。⑥ UK : Women's Budget Group - www.wbg.uk, ⑦ カナダ : www.policyalternatives.ca/afb/afb.html⑦その他, UNIFEM (www.unifem.org)がこれを重視し始め, その他, 世界銀行や市民団体による予算活動は様々のニュアンスを持って展開している (www.internationalbudget.org)。